

# 官報

平成二十七年五月十五日

## ○第一百八十九回 衆議院会議録 第二十四号

平成二十七年五月十五日(金曜日)

議事日程 第十七号

平成二十七年五月十五日

午後一時開議

第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 農林水産省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

安倍内閣総理大臣の米国公式訪問に関する報告書

及び質疑

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(内閣提出)及び郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 日程第一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。 安全保障委員長北村誠吾君。

○議長(大島理森君) 開議いたしました。

正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。 本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。 本案を採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 起立多數。 よって、本案は

○議長(大島理森君) ただいま議題となりました法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 本案の委員長の報告は可決であります。 本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多數。 よって、本案は

率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備府の新設、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月十七日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

○議長(大島理森君) 日程第一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 起立多數。 よって、本案は

○議長(大島理森君) 本案の委員長の報告は可決であります。 本案を採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。 本案を採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 起立多數。 よって、本案は

○議長(大島理森君) 本案の委員長の報告は可決であります。 本案を採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 起立多數。 よって、本案は

明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日中谷防衛大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十三日から質疑に入り、同日参考人から意見を聴取いたしました。

五月十四日に質疑を終局したところ、本案に対して、民主党・無所属クラブから、局長等と幕僚長との関係に関する防衛省設置法第十二条の改正について、防衛装備府長官を加えることを除き、削除することなどを内容とする修正案が提出されました。

○江藤拓君 ただいま議題となりました法律案及び結果を御報告申し上げます。

○江藤拓君 ただいま議題となりました法律案及び結果を御報告申し上げます。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

委員長の報告を求めます。 農林水産委員長江藤拓君。

## 内閣総理大臣の発言(米国公式訪問に関する報告)

○議長(大島理森君) 内閣総理大臣から、米国公式訪問に関する報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、四月二十六日から五月三日まで、日本の総理大臣として九年ぶりに米国を公式訪問しました。その概要を御報告いたします。

ワシントンD.C.では、一連の公式行事に出席をし、オバマ大統領と首脳会談を行いました。

会談では、二国間の取り組みに関して、新ガイドラインのもと、同盟の抑止力、対処力が一層強化されることを確認するとともに、米軍再編を着実に進めていくことで一致しました。

また、TPPにおける日米間の交渉の前進を歓迎し、日米が交渉全体をリードし、早期妥結に導いていくことで一致しました。

地域情勢については、日米が中核となり、法の支配に基づく自由で開かれたアジア太平洋地域を維持発展させていくことで一致いたしました。

また、いかなる一方的な現状変更の試みにも反対することを確認しました。

さらに、北朝鮮、ウクライナ情勢、イラン等への対応でも連携していくことを改めて確認いたしました。

気候変動、感染症対策といったグローバルな課題についても連携していくことで一致しました。

米国議会では、日本の総理大臣として史上初めて、上下両院合同会議で演説を行いました。

演説では、かつて戦火を交えた日米両国が、戦後、和解を達成して、今や、自由、民主主義、基

本的人権、法の支配といった基本的価値に基づく摇るぎない同盟で結ばれていること、アジア太平洋において世界が直面するテロ、感染症、気候変動などの諸課題に対し、日米両国が希望の同盟として手を携えて取り組み、世界をよりよい場所にしていくことを内外にアピールすることができたと考えています。

今回の訪米では、ワシントンD.C.に加えて、ボストン、サンフランシスコ、ロサンゼルスを訪問しました。

それぞれの都市において、学生、有識者、企業関係者など幅広い層との交流を行い、政治、経済、文化、教育など広範な分野における日米交流の進展を確認するとともに、将来に向けて一層の協力を推進していくことで一致いたしました。

また、日米間の重要な紐帶である日系米国人と親しく交流し、関係を一層強化いたしました。このように、今回の訪問は非常に有意義な訪問になつたと考へています。

今後とも、オバマ大統領と協力し、日米両国の希望の同盟のもと、アジア太平洋、そして世界の平和と繁栄のために、より一層の貢献を行つていく所存であります。(拍手)

自由民主党を代表して、先般の安倍総理の米国公式訪問につき、総理に質問をいたします。

(拍手)

今回の総理訪米は、日本国民の一人として、大変誇らしいものでありました。

思い起こせば、第一次安倍内閣が発足して最初の総理の訪米は二年前の二〇一二年二月、前政権の不安定で、そして稚拙な外交によって損なわれた日米の信頼関係を結び直す大切な第一歩でありました。

しかし、晩さん会も、そして二人並んでの共同記者会見もなく、オバマ大統領の対応は、ひいき目に見ても決してよいものではありませんでした。国際社会における日本のプレゼンス、日本への信頼感が、三年三ヶ月の間にそこまで落ち込んでしまつたかと落胆を禁じ得ませんでした。

あれから二年余り、今回のアメリカ側の待遇は、目をみはるものがありました。ボストンでのケリー国務長官私邸での夕食会に始まり、ワシントンでは、オバマ大統領みずからリンカーン記念堂を案内され、日本の総理大臣として初の上下両院合同でのスピーチ、ペイナー下院議長初め何人の議員がハンカチで涙を拭つていたと聞いておられます。オバマ大統領主催の晩さん会では、大統領が俳句まで披露されました。

わずか二年、積極的平和主義の旗のもとで、地球儀を俯瞰する外交を展開し、欧州、ASEAN、インド、中南米、中近東、アフリカと信頼関係を築き、世界における日本のプレゼンスを引き上げ、日米間の信頼をこつこつと再構築してきた

安倍外交のまさに勝利でありました。

総理は、オバマ大統領、アメリカが見せたこの変化、それはとりもなおさず日米同盟の強化であります。二年前との違いを感じておられる

でしょうか。また、その理由は何だとお考えでしょうか。まず初めにお伺いいたします。

安倍外交の勝利とともに、この二年間の変化を導いたものに中国の存在があります。

再び二年前ですが、オバマ大統領がカリブオルニアに招いて、二日間にわたってネクタイを外して会談し、親密さを世界にアピールした相手がいました。中国の習近平国家主席であります。

あれから二年、空気は一変しています。一つのきっかけは、中国による一方的な防空識別圏の宣言でした。国際社会は、中国の不透明な軍事費拡張で会談し、親密さを世界にアピールした相手がいました。

大、我が国の尖閣諸島に対する東シナ海での挑発的行動、フィリピンやベトナムなどを巻き込んだ南シナ海での一方的な振る舞いに対し、不安を感じています。また、核・ミサイル開発を続ける北朝鮮の存在もあります。

アメリカが相対的に力を低下させ、各國の力が拮抗し始めた国際社会にあって、こうした国際社会の不安に真っ正面から応えてきたのが、自由、民主主義、法の支配、基本的人権といつた普遍的価値を粘り強く、そして毅然と訴えてきた安倍外相であります。

総理は、今回の訪米で、アメリカの中国に対する見方の変化をどのように感じられたか、また、ガイドライン見直しを初め日米同盟を強化する中で、今後、安倍政権として、アジア太平洋の地域の平和と安定に向けて、とりわけ台頭する中国をいかにルールに基づく国際秩序に取り込んでいかれるおつもりか、総理の御決意を伺います。

安全保障と並んで、アジア太平洋地域において重要なのが、この地域に、フェアでダイナミックで、そして持続可能な市場をつくり上げていくTPPであります。

そのTPPについて、今回の首脳会談において

## 内閣総理大臣の発言(米国公式訪問に関する報告に対する質疑)

○議長(大島理森君) ただいまの発言に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。木原誠二君。

〔木原誠二君登壇〕

○木原誠二君 自由民主党の木原誠二です。

(号)外報

て、早期妥結に向け、引き続き日米両国が交渉をリードしていくことで一致したと承知をしております。

そして、総理は、議会演説においても、日米間の交渉について、出口はすぐそこに見えていると力強く述べられており、総理のTPP交渉におけるリーダーシップを高く評価するものであります。

米国議会のTPAをめぐる審議状況など不透明な面は多々ありますが、改めて、日米交渉の見通し及びTPPの早期妥結へ向けた総理の意気込みをお伺いいたします。

さて、戦後の日米の歴史は、戦火を交えた両国の和解の歴史でもあります。総理は、ボストンでケネディ・ライブラリーを訪れ、日本との戦いで負傷したケネディ大統領が、アメリカの大統領として初めて日本を訪問しようとしたことに感銘を受けたと述べられました。

また、総理は、今回の訪米で、ホロコースト記念館など歴史にまつわる記念碑を訪れるなど、歴史に真摯に向き合い、そして乗り越える姿勢を示され、米国内外で高い評価を受けられました。

訪米を終え、苛烈な時代を乗り越え、和解をするに至った日米の歴史を改めてどう評価されておられますか。

また、折しも、本年は戦後七十周年の年でもあります。この大切な年をどう迎え、どのように向き合っていくかれるか、お考えをお伺いいたします。

最後に、アメリカを含む国際社会への発信力強化についてお伺いいたします。

今回、総理が上下両院でアメリカ国民に対し、通訳を介さず、みずから英語で語りかけたことは、極めて有意義でありました。

また、余り報道されていませんが、総理が今回ツ工科大学というアメリカを代表する大学に日本を学ぶ講座を立ち上げたことは、大きな成果です。

そして、総理は、議会演説においても、日系人コミュニティーとの交流も同様であります。日本を発信する、総理は、こうした国際社会への発信力の強化と日本のプレゼンス強化についてどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

かつて我が国は、当時の列強の一つであるイギリスと日英同盟を結び、日露戦争などの危機を乗り越えました。しかし、その後、日英同盟は解消されるに及び、結果として、さきの大戦での悲劇へと進むこととなりました。

こうした歴史の教訓を思うとき、我が国外交、安全保障の基軸である日米同盟を強化し、両国が希望の同盟として国際社会に責任を果たしていくことの重要性を改めて内外に示した、実に意義深い今回の訪米でありました。

昨夕閣議決定された平和安全法制が国会に提出され、今後、国会における議論が始まります。我が国そして国際社会の平和と安定のために何をなすべきか、安倍総理訪米の大きな成果を踏まえながら、国民の理解を得られるよう、真摯に議論してまいりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 木原誠一議員にお答えいたしました。

二年前の訪米と今回の訪米の違いについてお尋ねがありました。

二年前の訪米は、安倍内閣が発足して一ヵ月余りの時期に行われ、オバマ大統領との会談を通じて、それまで失われていた日米の信頼のきずなを取り戻し、日米同盟の復活を内外に宣言したという大きな成果を上げました。

この会談を出発点に、この後の二年間で、オバマ大統領との個人的な信頼関係をさらに深めてきました。そして、日米両国は、安全保障、TPPといふ二国間の主要な課題を大きく進展させるとともに、地域情勢やグローバルな課題への対応においても緊密に連携し、日米同盟を着実に強化してきました。

このような二年間の日米同盟の強化の積み重ねの集大成が、今回の米国公式訪問であります。大きな成果を上げた日米首脳会談や、日本の総理として初めてとなつた米議会の上下両院合同会議で演説を通じ、まさに、これから日米の新しい時代がスタートしたと思つてもらえるような訪問になつたと考えています。

米国の対中観と我が国の対中政策についてお尋ねがありました。

台頭する中国とどう向き合うかにつき、日米間で率直な意見交換を行うことは重要であり、さきの日米首脳会談においても、アジアの地域情勢について議論する中で、中国についても意見交換を行いました。

米国は、平和的で豊かで安定的で、国際社会の責任ある一員として貢献する中国の台頭を歓迎するが、同時に、中国によるいかなる一方的な現状変更の試みにも反対するとの立場であり、これは從来から一貫していると認識しています。

我が国も、こうした立場を米国と共有しており、さきの日米首脳会談で確認したとおり、日本が中核となり、アジア太平洋を法の支配に基づく自由で開かれた地域として維持发展させ、そこには中国を迎えていくべく、引き続き各国と連携してまいります。

先般、ジャカルタでの日中首脳会談においては、習近平主席との間で、戦略的互恵関係の推進により地域や世界の安定と繁栄のために貢献していくことの必要性について一致いたしました。

今後とも、日中間の戦略的互恵関係の推進に努めるとともに、米国と連携しつつ、アジア太平洋地域の平和と繁栄の維持发展に取り組んでいく決意であります。

TPPについてお尋ねがありました。

TPPは、成長著しいアジア太平洋に、人、物、資本が自由に行き交う大きな一つの経済圏を構築する野心的な試みです。

今回のオバマ大統領との首脳会談の際にも、日本間の残された課題について大きな進展があつたことを歓迎し、TPP交渉の最終局面を主導するために、早期かつ成功裏の妥結に向けてともに取り組むことを確認しました。引き続き、TPP協定の早期妥結に向けて、日米両国がリーダーシップを發揮して取り組んでまいります。

戦後の日米の歴史の評価と戦後七十年についてお尋ねがありました。

かつて戦火を交えた日米両国は、戦後、和解を達成し、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値のきずなで結ばれる強固な同盟国となり、七十年にわたつて、ともにアジア太平洋や世界の平和と安定に貢献してきたと高く評価しています。

安倍政権としては、戦後五十年の村山談話、戦後六十年の小泉談話を含め、歴史認識に關する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、今後も引き継いでいく考え方であります。戦後七十年の談話は、それを前提として作成するものであります。

その上で、新たな談話の内容については、さきの大戦への反省、戦後の平和国家としての歩み、今後、日本として、アジア太平洋地域や世界のためにさらにどのような貢献を果たしていくべきか、次の八十年、九十年、百年に向けて、日本はどういうような国になることを目指しているのかと、いつた点について、世界に発信できるようなものを英知を結集して考え、書き込んでいく考え方であります。

国際社会への発信力の強化と日本のプレゼンス強化についてお尋ねがありました。

世界の情報量が飛躍的に増大し、情報伝達のあり方もありますます多様化する中で、日本の立場や日本魅力について国際社会の理解を増進するためには、対外発信を抜本的に強化していくことが必要です。

私自身、あらゆる機会に対外的な発信に努め、訪米の際にも、米国議会における演説のほか、ボストン、サンフランシスコ、ロサンゼルスにおいて大学や企業への訪問等を積極的に行い、日本の考え方をアピールしました。

各地の代表的な大学に日本を学ぶ講座を立ち上げることや、日系人コミュニティとの交流なども最大限に活用しつつ、今後とも、戦略的かつ効果的な対外発信に努めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 近藤昭一君。

〔近藤昭一君登壇〕

○近藤昭一君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、また、昨日、戦争法案とも言われる安保法制がわざか十数分で閣議決定されたことに不安を持つ多くの声を受けとめ、ただいま議題となりました安倍総理大臣の訪米報告について質問を行います。(拍手)

今回の訪米で安倍総理は、日本の総理大臣としては初めて、米議会上下両院合同会議において演説をされました。演説では、日米関係を希望の同盟と呼び、アメリカと日本力を合わせ、世界をもつとはるかによい場所にしていくこうと述べ、日米関係の蜜月ぶりを強くアピールしようとする意図のものでした。

しかしながら、その内容は全般的に前のめりの演説内容であった感が否めません。とりわけ、今回の安全保障法制について、戦後初めての大改革です、この夏までに成就させますと約束をしたことは、前のめり、上滑りの最たるものであります。

言うまでもなく、その時点においては、安全保障法制について閣議決定もされておらず、条文の内容も明らかにされておりませんでした。我が国会に対して法案の内容についてきちんとした説明がなされていないにもかかわらず、外国の議会においてその成立について約束するなど、言語道断、見当違いも甚だしいものではありませんが。

安倍総理の視線は一体どこを向いておられるのか。我が国の国権の最高機関である国会を飛び越えて、遠く海外の外を向いておられるようにしか思えません。日本の総理大臣としてののりを完全に越えてしまつたと言わざるを得ません。

なぜ外国の議会でこのような約束をされたのか。安倍総理は、三回の選挙で公約として約束していましたとおっしゃいますが、私が選挙を通じていたいたい声は、その方向を危ぶむ声であり、世論調査においてもその懸念があらわされています。その経緯を含め、きちんとした説明を求めます。

また、総理は、演説において、国際協調主義に基づく積極的平和主義という言葉を用い、日本の

君の質疑

将来を導く旗印になると言われました。しかしながら、総理の言われる積極的平和主義という言葉に、私を含め多くの国民は言い知れぬ違和感を感じています。

軍事力で威圧をし、紛争が起これば武力で対処するのではなく、紛争の原因をなくす最大の努力をしようとするのが日本国憲法の立場であります。飢餓、貧困、人権侵害、差別、環境破壊といった構造的暴力をなくし、平和的に生存する世界をつくり出すために積極的な役割を果たすことこそ、日本が行うべき具体的な眞の平和主義であり、平和創造だと考えます。

なお、演説では、歴史認識について、さきの大戦における痛切な反省を胸に歩みを刻み、アジア諸国民に苦しみを与えた事実から目を背けてはならないと述べる一方で、従来の村山談話や小泉談話等で用いられた侵略やおわびという文言については、結局用いられることはありませんでした。

私は、苦しみを与えた事実を認識してそれを反省することと、当事者に向かってそれをおわびすることは異なることだと考えます。反省を胸に刻むだけでは、気持ちやメッセージは伝わりません。このことについての総理の御見解をお尋ねします。

また、今夏に予定されている戦後七十周年談話においても同様に、侵略やおわびという言葉を使うおつもりはないのか、お尋ねをいたします。明快にお答えいただきたいと思います。

一方で、安倍総理は、今回の日米首脳会談において、沖縄における基地負担に苦しむ沖縄県民の感情を米国側にどこまで切实かつ真摯に説明をされたのでしょうか。今回の日米首脳会談において、沖縄の基地負担軽減について米側とのようないやりとりがあったのか、普天間飛行場の五年以内の運用停止の件も含め、具体的に説明願います。

核兵器不拡散条約、NPTに関する日米共同声明された日米ガイドラインについてあります。

新日米ガイドラインにおいては、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域の平和、安全、安定のために主導的役割を果たすとされました。

しかししながら、我が国の自衛隊は、装備や人員、予算等の点で、これらに対応できるだけの余力といつたものを持ち合わせているのであります。PKOだけでも相当な負担となっています。

世界的に自衛隊の活動範囲を展開することは行為のことなのでしょうか。また、果たして、現実的にどこまで可能なまであります。

我が国の領土、領海を守る任務をおろそかにするわけにはまいりません。過剰な期待を米国に抱かせるることは禁物だと考えますが、このことについて総理の見解をお伺いいたします。

一方、日米関係を支える沖縄が直面する苦難について、総理はどれほどの決意を持って、今回の訪米で米国に実態を伝えようとしたのか、その姿勢に關して私は疑問を感じます。

総理の御祖父であられる岸信介総理大臣は、五十八年前の訪米時において、沖縄返還問題について、米側に対し、すぐにでも返還してくれと国民感情を代表して強く主張したとみずから語つておられました。

一方で、安倍総理は、今回の日米首脳会談において、沖縄における基地負担に苦しむ沖縄県民の感情を米国側にどこまで切实かつ真摯に説明をされたのでしょうか。今回の日米首脳会談において、沖縄の基地負担軽減について米側とのようないやりとりがあったのか、普天間飛行場の五年以内の運用停止の件も含め、具体的に説明願います。

核兵器不拡散条約、NPTに関する日米共同声明された日米ガイドラインについてあります。

外 報 (号)

明では、日本と米国は、核兵器のない世界の平和と安全の追求及びN.P.Tへのコミットメントを再確認することが示されるとともに、広島及び長崎の被爆七十年において、我々は、核兵器の使用の壊滅的で非人道的な結果を思い起こすと明記されました。

我が国は、唯一の被爆国として、核軍縮や不拡散について、米国とともに世界の先頭に立つて取り組みを続けなければなりません。このことについて、改めて総理の決意をお尋ねいたします。

今回発表された日米共同ビジョン声明では、かつての敵対国が不動の同盟国となり、和解の力を示す規範となっていると記されました。

日米関係は、日本外交の基軸であり、今後もこれまで以上にますます深化、発展させていかなければなりません。ただし、今回の安倍総理の米国訪問では、軍事的協力の側面ばかりが強調された感が否めません。

その一方で、かつて敵対または植民地支配の対象となつたアジア諸国の中には、依然として、我が国と必ずしも良好な関係とは言いがたい面も残されています。日米共同ビジョン声明にあるように、世界に和解の力を示す模範となり得るのであれば、米国と同様に、これらアジア諸国とも不動の友好関係を築く必要があると私は考えますが、このことについて、最後に総理のお考えをお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

**[内閣総理大臣安倍晋三君登壇]**

近藤議員にお答えをいたします。

米議会での私の演説における平和安全法制の成立時期に関する発言内容についてお尋ねがありました。

今般、米国上下両院の合同会議における演説で、平和安全法制の成立をこの夏までにと申し上げ、私の決意をお示ししました。

これは初めて申し上げたものではなく、昨年來記者会見や国会答弁の中で、今通常国会での成立を図るとの私の決意を繰り返し申し上げています。

そもそも、平和安全法制の整備は、平成二十四年の総選挙以来、これまで三回の選挙で常に公約に掲げ、一貫して訴えてきた課題であります。

特に、さきの総選挙では、昨年七月一日の閣議決定に基づき、法制を速やかに整備することを明確に公約として掲げ、国民の皆様の審判を受けました。

法整備の方針を閣議決定した上で、選挙において速やかに整備することを公約した以上、選挙直後の今通常国会においてその実現を図ることは、当然のことであります。

このため、昨年十二月二十四日、総選挙の結果を受けて発足した第三次安倍内閣の組閣に当たつての記者会見において、平和安全法制は、通常国会において成立を図る旨申し上げ、国民の皆様に私の決意をお示ししました。そして、本年二月の衆議院本会議においても、一度にわたり、今国会における成立を図る旨答弁をしております。

米議会での演説においても、改めてこのように私の決意を申し上げたものであります。平和安全法制について、戦争法案とか無責任なレッテルを張るのではなく、中身のある議論をしていきたいと思います。

米議会での演説における歴史認識と戦後七十年の談話についてお尋ねがありました。

内閣総理大臣(安倍晋三君) 近藤議員にお答えをいたします。

米議会での私の演説における平和安全法制の成

し、戦後の日本が、さきの大戦に対する痛切な反省を胸に歩んできたこと、また、みずから行いがアジア諸国に苦しみを与えた事実から目を背けてはならないことなどを明確に述べ、議場から満場の拍手をいただき、私の気持ちやメッセージは十分に伝わったと考えています。

戦後七十年の談話については、安倍政権としては、戦後五十年の村山談話、戦後六十年の小泉談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、今後も引き継いでいく考えであります。戦後七十年の談話は、それを前提として作成するものであります。

現在、二十一世紀構想懇談会において、歴史や政治に造詣の深い学者、言論界、ビジネス界など幅広い分野のさまざまな世代の方々に、二十一世紀の世界のあり方、その中で日本が果たすべき役割等について大いに議論していただいている。新たな談話については、同懇談会におけるさまざま御意見を伺つた上で検討してまいります。

国際的な活動に係る自衛隊の能力についてお尋ねがありました。

我が国の防衛力のあり方に関する指針である防衛計画の大綱において、アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善は、防衛力の果たすべき役割として位置づけられており、自衛隊はそのため必要な能力の整備を行つてきています。

これに対し、オバマ大統領から、沖縄の負担軽減について引き続き協力していく旨の発言がありました。

核軍縮・不拡散に関する我が国の取り組みについてお尋ねがありました。

先般の日米首脳会談に際しては、核兵器不拡散条約、N.P.Tについて共同声明を発出し、核軍縮・不拡散分野における日米間の協力関係を確認しました。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、米国とともに協力しながら、核兵器のない世界の実現に

のそこはありません。したがって、過剰な期待を米国に与えるとの御指摘は、全く当たりません。

日米首脳会談における沖縄の負担軽減に関するやりとりについてお尋ねがありました。

首脳会談においては、オバマ大統領に対し、沖縄県外でのオスプレイの訓練増加、嘉手納以南の土地の返還等、沖縄の負担軽減は日本政府の優先課題である、環境補足協定も早期に署名したい、

引き続き、米側の協力を得ながら、日本政府として沖縄の負担軽減に全力で取り組んでいくとの考え方を伝え、米国の協力を要請しました。

普天間飛行場の辺野古移設については、先般の翁長知事との会談で承つた辺野古移設に反対するとのお考えもオバマ大統領に話した上で、辺野古移設が唯一の解決策との政府の立場は揺るぎなく、沖縄の理解を得るべく対話を継続するとの考えを伝えました。

普天間飛行場の五年以内の運用停止については、首脳会談の前日に行われた2プラス2会合において、岸田外務大臣からケリー国務長官に対し、日本政府の考えをお伝えした旨説明しました。

これに対し、オバマ大統領から、沖縄の負担軽減について引き続き協力していく旨の発言がありました。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、米国とともに協力しながら、核兵器のない世界の実現に

向け、国際社会の取り組みを主導してまいり所存であります。アジア諸国との友好関係についてお尋ねがありました。

私は、総理に就任して一年以内に ASEAN+

AN特別首脳会議を東京で開催し、ASEAN各

国との友好協力関係を発展させております。

私は、中国、韓国との関係も改善したいと考えています。

中国とは、昨年十一月の APECでの首脳会

談、去る四月のバンダル六十周年会議での習主席との二度目の首脳会談を通じ、戦略的互恵関

係の考え方の上に関係が改善されてきています。

韓国とは、三月に日中韓の外相会合が開催さ

れ、その後に、シンガポールでリー・クアン

ユー元首相の国葬が開催された際、私から朴槿恵

大統領に対し、日中韓三カ国のサミットにつなげ

ていきたい旨お伝えしています。

両国とも、隣国ゆえに難しい問題があります

が、だからこそ、前提条件をつけずに、首脳レベ

ルでも率直に話し合うべきであり、私の対話のド

アは常にオープンであります。(拍手)

## 官報(号外)

外のコメントはあるでしょうが、しかし、戦後七年、アジアと世界のパワー・バランスが大きく変動するこの時代の局面の中、日米両国が互いを不動の同盟国であると再確認できたことの意義は、私たちの立場からも、まずは率直に認めるべきものと思います。

その上で、質問をさせていただきます。

今回、日米防衛協力の指針、いわゆるガイドラインが十八年ぶりに改定されました。安倍総理は、これを歴史的文書と呼びました。私もそうだと思います。

安保法制に関するよく切れ目がない表現を

されますが、日米同盟のグローバルな性質を強調

して、米軍、自衛隊が共同して、事態対処のため

に世界的な規模で切れ目なく行動する、つまり、

このガイドラインに基づけば自衛隊が地球の裏側

まで出ていける、こんな書きぶりとなつてているか

らであります。

これまでのガイドラインとそれを受けた周辺事

態法では、日米安保条約の効果的な運用に寄与す

るとの目的が明記をされ、したがって、日米安保

条約六条の極東が基本的な適用範囲とみなされて

きました。これを裏づけるように、小渕総理は、

一九九九年の国会答弁で、中東、インド洋、まし

てや地球の裏側は考えられないと説明をされてお

られます。

日米防衛協力の地理的限定について一線を引

か。

そして、専守防衛を国是としてきた日本の防

衛、安全保障のあり方と、今回のガイドラインと

の整合性について、安倍総理の御所見をお伺いし

ます。

オバマ大統領との共同記者会見、そして、連邦

議会における安倍総理のスピーチ、いろいろと内

外の項目では、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、国民の生命財産、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態、つまり、いわゆる新三要件を満たせば、自國に対する武力攻撃がなくても自衛隊の武力行使を可能とする文言が書かれています。

さらに、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態、いわゆる重要影響事態、そして、アジア太平洋及びこれを超えた地域の平和と安全のための国際的な活動における協力においては、日本政府と自衛隊が後方支援を担い得るものとされています。

ガイドラインの英文を見ますと、この後方支援はロジスティクスサポートとなつており、安全保障の世界では、一般的に、これは兵たんと訳される言葉であると思います。

兵たんという言葉を日本の辞書でひもとくと、軍事装備の調達、補給、整備、修理及び人員、装備の輸送、展開、管理運用の総合的な軍事業務とされており、つまり、直接の戦闘行為を除くほとんどの軍事業務をカバーする用語であります。ガイドラインの「後方支援」も括弧書きで、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これに限らないと書かれており、兵たんと同じ意味に見えます。後方支援と兵たんに違いがあるのかないのか、お伺いいたします。

戦史家のマーチン・ファン・クレフェルトは、

高まるでしょう。また、自国が攻撃されてもいいのに自衛隊を派遣すれば、それにより相手国から敵国とみなされ、日本国内を含め攻撃を受ける、そうしたリスクも高まるでしょう。

それらのリスクを認めた上で、しかし、日本と世界のために必要なのが今回の安保法制だと真っ正面から説くべきなのではないでしょうか。安倍

総理にその覚悟をお聞きしておきたいと思います。

国内世論の十分な理解と後押しのない中で、自

国の軍隊や部隊を海外に派遣するのは、派遣され

た軍隊や部隊を不幸にし、目的達成をも危うく

する、ベトナム戦争でもイラク戦争でも見られた歴史の教訓であると思います。

その意味で、自衛隊を今までより積極的に海外に派遣できる法的基盤をつくり上げる今回の安保

てあるのであります。

自衛隊をかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加することは決してないと安倍総理は繰り返しておりますが、ほとんど戦地に出すのと変わらないような危険かつ重大な任務をアメリカに對して約束してしまつてはなりません。

私は、概にそれが悪いと言つもりはありません。それ相応の覚悟を持つ必要があると言いました

のであります。

同盟国であるアメリカを初め、他の国々と責任を分かち合いながら、平和と安全のために求めら

れる協力や貢献を果たすのが、避けるべきでない日本の役割となるときもあるでしょう。となれば、派遣されることになる自衛隊も、みずから命の危険を伴うリスク、海外の任地において武器使用に及び、他国民を殺傷するような選択をとらざるを得ない場面に直面するリスクも今までより

高まるでしょう。また、自國が攻撃されてもいいのに自衛隊を派遣すれば、それにより相手国から敵国とみなされ、日本国内を含め攻撃を受ける、そうしたリスクも高まるでしょう。

それらのリスクを認めた上で、しかし、日本と世界のために必要なのが今回の安保法制だと真っ正面から説くべきなのではないでしょうか。安倍

総理にその覚悟をお聞きしておきたいと思います。

国内世論の十分な理解と後押しのない中で、自

国の軍隊や部隊を海外に派遣するのは、派遣され

た軍隊や部隊を不幸にし、目的達成をも危うく

する、ベトナム戦争でもイラク戦争でも見られた歴史の教訓であると思います。

その意味で、自衛隊を今までより積極的に海外に派遣できる法的基盤をつくり上げる今回の安保

官 報 (号 外)

法制を成立させるに当たつては、国民の幅広い理解と支持を取りつけることが欠かせません。国民の多数の理解や支持の得られていない中で、時間が来たからといって、国会での審議を打ち切つて、与党单独で採決が行われるようなことがあります。見解をお伺いいたしました。

自国の国会で法案審議する前に、ガイドラインを日本間で合意をして、事実上、安保法制の中身を後に引けない形で確定してしまった。順序が逆だと言わざるを得ません。しかも、この夏までに成り立と、期限まで切つてしましました。

安倍総理は、国内で何度も言つてきたみずから決意をアメリカで語つたまでだと説明しています。しかしながら、この夏までに成り立と、期限まで切つてしましました。

安倍総理は、國內で何度も言つてきたみずから決意をアメリカで語つたまでだと説明しています。しかし、この夏までに成り立と、期限まで切つてしましました。

安倍総理は、國內で何度も言つてきたみずから決意をアメリカで語つたまでだと説明しています。しかし、この夏までに成り立と、期限まで切つてしましました。

安倍総理御自身の早期の沖縄訪問についてお伺いいたします。

今回の日米首脳会談の影の主役と評してきたのが中国です。経済的にも軍事的にも中国が台頭し、アジアと世界にとつてよいよ存在感を増している中、中国が国際社会のルールにのつとつた責任あるステークホルダーとして行動するよう促し、二国間関係を含めてどのように関係を構築していくのかは、日米共通の課題であります。

この日米両国が、中国主導で設立されるAIBB、アジアインフラ投資銀行に参加しない二国となりました。日本が運営の中心を担っているADB、アジア開発銀行について、新興国発言権が小さい、融資枠も百三十六億ドルと、八千億ドルになると言われるアジアのインフラ需要に比べて小さいといった不満が、中国をAIBB設立に向かわせたとも言われます。

競争的共存でAIBBのガバナンス改革を促していくためにも、日米両国が協調してADBの存続を表明されましたが、沖縄の普天間基地の辺野古移設問題をめぐっては、日本政府と移設反対を掲げる沖縄県の翁長知事との間で法的措置の応酬が繰り広げられて、極めて険悪な状況となっていました。私たちの多くが日米安保協力を考える際に依頼してきた識者の一人であるハーバード大学のジョセフ・ナイ教授ですが、個人的見解としつつも、沖縄の人々の支持が得られないならば、辺野古移設を再検討しなければならないと口にするようになりました。

普天間基地返還合意をなし遂げた橋本龍太郎総理がそうであったように、総理みずからが沖縄に出向き、知事とも県民とも膝詰めで話し合つて、解決策を見出していくべきと考えます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 柿沢未途議員にお答えいたします。

周辺事態法の地理的範囲及び専守防衛と新ガイドラインの整合性についてお尋ねがありました。政府は、従来から、現行の周辺事態法が定める周辺事態とは地理的概念ではなく、事態の性質に着目した概念であつて、軍事的な観点を初めとする種々の観点から見て、我が国の平和及び安全に重要な影響を及ぼすか否かを、その時点の状況を総合的に見た上で判断することとなると説明しております。

その上で、周辺事態法制定時においては、当時の安全保障環境に照らして、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が生起する地域には必ずしも限界があり、御指摘のような地域で生起することは、現実の問題として想定されないと説明しました。

しかしながら、その後の安全保障環境の変化を踏まえると、これらの地域についても、我が国が平和及び安全に重要な影響を与える事態が生起し得る地域からあらかじめ排除することは困難と考えています。

活動家の不当拘禁、警察当局による拷問等、国際社会では受け入れられない自由や人権の抑圧の問題を数多く抱えております。

安倍総理の連邦議会スピーチにあるように、法の支配、人権、そして自由をたつとぶ、価値観とともにとする民主主義大国である日米両国が、中国のこうした問題については是正を積極的に働きかけていくべきと考えますが、見解をお伺いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

は当然であり、これは同時に、支援活動を適切に行うためにも必要なことあります。

このため、部隊の安全が確保できないような場所で活動を行うことはなく、また、万が一、自衛隊が活動している場所やその近傍で戦闘行為が発生した場合には、直ちに活動を一時休止または中断するなどして安全を確保します。武器を使つて反撃しながら支援を継続するようなことはありません。

今回の平和安全法制は、このような考え方を前提としたものとなっています。

自衛隊の活動が、憲法及び関係する法令に従う必要があることは日米共通の理解であり、このことは新ガイドラインにも明記されています。

さらに、日米両国は、おのおのの判断に基づき国際的な活動に参加する旨も明記されています。

また、新ガイドラインは日米両政府の意図を表明した文書であり、いざれの政府にも、立法上、予算上、行政上その他の措置を義務づけるものではなく、法的な権利または義務を生じさせるものではありません。

したがつて、ほとんど戦地に出すのと変わらないような危険かつ重大な任務を米国に対し約束してしまつているとの御指摘は、全くこれは当たりません。

平和安全法制の整備によるリスクについてお尋ねがありました。

今回の法整備の目的は、あらゆる事態から国民の命と平和な暮らしを守ることであります。これは政府の大きな責任です。

そして、自衛隊員の任務は、国民の命と平和な暮らしを守ることであり、今後とも、この任務には変わりはありません。

有事はもとより、災害派遣やPKOなど、これまでの任務も命がけであり、自衛隊員は今でも、これ以上はないリスクを負っています。

それゆえ、自衛隊員は、みずから志願し、危険を顧みず職務を完遂することを宣誓したプロフェッショナルとして、日々、高度の専門知識を養い、厳しい訓練を繰り返し行うことで、危険な任務遂行のリスクを可能な限り軽減してきました。これは、平和安全法制においても全く変わるものではありません。

もとより、自衛隊が活動する際には、隊員の安全を確保すべきことは当然のことであります。今回の法制においても、例えば後方支援を行う場合には、部隊の安全が確保できない場所で活動を行うことはなく、万が一危険が生じた場合には、業務を中止し、あるいは退避すべきことなど、明確な仕組みを設けることにより自衛隊員の安全に十分配慮しています。

また、今回の法整備により、日米同盟を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とすることによって、紛争を未然に防ぐ力、つまり抑止力を一層高めることができます。これにより、紛争は予防され、日本が攻撃を受けるリスクは一層なくなつていくと考えています。

平和安全法制の国会審議についてお尋ねがありました。

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であります。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、あらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行う平和安全法制の整備が不可欠であります。

もとより、安全保障政策の推進には国民の皆様の理解と支持が不可欠です。国民の皆様に法制の全体像をお示しするため、昨日、関連法案を一括して閣議決定したところであります。

法案の国会審議の方については、国会が御判断をして差し控えたいと思います。

政府としては、多くの国民の皆様、そして与党のみならず野党の皆様に法案の趣旨を御理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、わかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

米議会での私の演説における平和安全法制に関する発言についてお尋ねがありました。

今般、米国上下両院の合同会議における演説で、平和安全法制の成立をこの夏までにと申し上げ、私の決意をお示しました。

そもそも、平和安全法制の整備は、平成二十四年の総選挙以来、これまで三回の選挙で常に公約に掲げ、一貫して訴えてきた課題であります。

特に、さきの総選挙では、昨年七月一日の閣議決定に基づき、平和安全法制を速やかに整備することを明確に公約として掲げ、国民の皆様の審判を受けました。

法整備の方針を閣議決定した上で、選挙において速やかに整備することを公約した以上、選挙直後の今通常国会においてその実現を図ることは、当然のことであります。

国会審議の方については、国会が御判断される事柄であり、政府として申し上げることは差し控えますが、私は、今国会において成立を図ることの決意のもと、審議に臨んでまいります。

法制の整備については、言うまでもなく、我が国の主体的な取り組みであります。

米国との関係については、オバマ大統領にも、

法制の整備につき精力的に作業中であることを説明し、大統領からは、日本の取り組みに対する支持が述べられたところであります。

今後も、米国を始めとする各国に対し、透明性を持つて丁寧に説明をしてまいります。

私自身の沖縄訪問についてお尋ねがあります。

中国の人権問題についてお尋ねがありました。

普天間の固定化は絶対に避けなければなりません。これが大前提であります。かつ、政府と地元の皆様との共通認識であると考えます。

沖縄の皆様の願いを現実のものとするため、引き続き、普天間の一日も早い全面返還に全力を尽くし、目に見える負担軽減を一つ一つ実現してまいります。

先日は、翁長知事にお会いし、率直な話し合いをしました。

引き続き、私も含め、政府のあらゆるレベルにおいて、沖縄の現地で、また東京において、地元の皆様の率直な御意見に耳を傾け、丁寧な説明に努め、対話を行いつつ、負担軽減のため、さまざま取り組みについて連携を深めてまいります。

ADBの体制強化についてのお尋ねがありますた。

アジアの開発資金ニーズは膨大であり、そのニーズに応えるために、ADBはさまざまな改革を進めています。

具体的には、融資能力の最大五割の拡大、融資における民間セクター支援の拡大、案件承認の手続の迅速化に向けた取り組みを行っています。

日本としては、ADBの主要出資国である米国とも緊密に連携して、こうしたADBの取り組みを強力に支援していく所存です。

なお、AIDBについては、日本としては、公

正なガバナンス、特に理事会による個別案件の審査、承認、債務の持続可能性や環境、社会に対する影響への配慮の確保がしっかりと確保されることが重要と考えており、今後とも、米国を始めとする関係国と協力しつつ、引き続き中国とも対話を続けてまいります。

政府としては、中国においても、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要と考えており、中国の人権状況についても、関心を持つて注視しております。

我が国は、中国との間で人権対話を行つておまり、米国等も同様の対話を行つていると承知しております。

今後とも、米国を始めとする関心の動きも踏まえながら、中国との対話を重ね、我が国の関心事項を伝えていきたいと思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣中谷元君登壇〕  
○國務大臣中谷元君登壇  
柿沢議員にお答えいたしました。

ガイドラインにおける後方支援と兵たんの違いについてお尋ねがありました。

一般的に、ガイドラインにおいて後方支援とされているものと同じような文脈において兵たんとの用語を用いる場合があることは承知しています

が、一九七八年及び一九九七年のガイドラインにおいて後方支援という表現を使用しており、これらも踏まえ、新ガイドラインにおいても、後方支援との表現を用いたものでございます。

(拍手)

○議長(大島理森君) 岡本三成君。

[岡本三成君登壇]

○岡本三成君 皆さん、こんにちは。公明党の岡本三成です。

私は、公明党を代表いたしまして、安倍総理の米国公式訪問について質問させていただきます。

(拍手) 今回の総理訪米は、戦後七十年という大きな節目の年に実現。両国が悲惨な戦争を乗り越え、世界の平和と発展に向けて新たな協力関係を確認し合った点で、大きな意義があつたと考えます。

また、日本の総理として初めての上下両院合同議会での演説は、冒頭のユーモアのセンスがすばらしく、深夜のテレビを見ながら、私の顔も自然と笑顔になつていきました。さらに、総理の口から、七十年前熾烈に戦い合つた敵は、心の紐帯が結ぶ友になりました。これを歴史の奇跡と呼ばずして、何をそう呼ぶべきでしょうかとの発言を聞いたときには、私自身もスタンディングオベーションを送りたい気持ちになりました。

実は、私も、総理訪米直後に渡米をいたしましたので、今回の総理訪米に対する高い評価を、さまざまの方々から直接伺う機会がありました。そのような経験も踏まえながら、以下、質問させていただきます。

私は、総理訪米のキーワードは、希望の同盟、そして積極的平和主義であったと考えています。

その上で、二つの重要な政治的な柱があつたと感じています。一つ目の柱は、日米同盟の新たな役割を確認した点です。

冷戦終結後、和平への期待とは裏腹に、世界では今も地域紛争やテロなどが頻発、また、このアジア地域においても不安定な環境が顕著になっております。こうした中、いわゆるガイドラインが改

定され、日本の安全保障がより強化されました。

ただ、今回の安保法制の見直しの内容が、総理の議会演説や首脳会談を通じて、米国の議員や国民に正確に理解されていないのではないかと危惧しています。

例えば、集団的自衛権の行使はあくまでも、手段がない場合にのみ行われるものであります。つまり、他国に対する武力攻撃が発生した場合が契機となるものの、あくまでも自衛の措置としてのみ武力行使が許容されます。

しかし、米国のメディアでは、この点への言及はほとんどありません。また、私が直接話をした下院議員も、このことを全く認識されていませんでした。お互いの期待値の違いが、いずれ信頼関係を損ねるようになつてはいけません。必要であれば、再度米国と内容の確認を徹底していただきたく、総理の所感をお伺いいたします。

また、新ガイドラインには、日本が、世界の平和と安全のため、米国と協力をして、主導的役割を果たすことが明記されています。しかしながら、日本では、日米防衛協力が、日本周辺から全世界へと歴史的に拡大し、戦争に巻き込まれる危険性が高まるのではないかとの懸念が一部にあります。

公明党は、国際社会の平和維持に対する貢献において、自衛隊の海外派遣三原則、すなわち、国際法上の正当性の確保、国民の理解と国会の関与など民主的統制、さらに自衛隊員の安全確保の三

点を主張してまいりました。今回の安保法制にはこの三点が明確に盛り込まれており、無制限に自衛隊が海外に派遣されないように歯止めをかける

ことができました。総理は、この点に関する御評価をお伺いいたします。

公明党は、国際社会の平和維持に対する貢献において、自衛隊の海外派遣三原則、すなわち、国際法上の正当性の確保、国民の理解と国会の関与など民主的統制、さらに自衛隊員の安全確保の三

点を主張してまいりました。今回の安保法制にはこの三点が明確に盛り込まれており、無制限に自衛隊が海外に派遣されないように歯止めをかけることができました。総理は、この点に関する御評価をお伺いいたします。

同時に、より重要なことは、今後、丁寧な国会論議を行い、国民の皆さんにしっかりと御理解をしていただけます。

いただき、心から御納得いただく政府・与党の努力だというふうに考えます。今後の法案審議に臨むに当たり、総理の基本的な姿勢をお伺いいたします。

二点目の柱は、歴史認識であります。

総理は、米国議会での演説で、過去の戦争に関して、侵略やおわびという言葉をお使いになりませんでした。しかし、そのかわりに、戦後の日本は、さきの大戦に対する痛切な反省を胸に歩みを刻みました。みずから行いがアジア諸国民に苦しみを与えた事実から目を背けてはならない、これらのことについての思いは歴代首相と全く変わるものではありませんと、謝罪の気持ちを表現されました。

また、お互いの期待値の違いが、いずれ信頼関係を損ねるようになつてはいけません。必要な点についての思いは歴代首相と全く変わるものではありませんと、謝罪の気持ちを表現されました。

これに対し、総理の思いとは裏腹に、残念ながら、米国のメディアでは、謝罪は十分なものではなかつたと報じられています。その結果、アメリカの国民も、そのような認識を持つてゐるおそれがあります。また、中国や韓国では、侵略の歴史や慰安婦問題への謝罪の言葉を盛り込まなかつたなどの批判が出ていてることも事実です。さらに、イギリスやオーストラリアのメディアでも厳しい評価となつてしまつております。

外交は、諸外国にどのように味方をつくつていくかという鬨ひであります。したがいまして、国際社会全体がどのように評価するかが重要です。

その意味で、歴史認識の発信の仕方については今後改善の余地があるのでないかと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

今回、総理は、西海岸も訪問されました。日本の総理が米国の地方都市を本格的に訪問したのは何と九年ぶり。カリフォルニア州は、日系人が四十万人と全米で最も集中し、多くの日系企業も進出。今回の総理訪問を現地の方々は心から喜んでいらっしゃいました。

総理は、スタンフォード大学での講演において、今後五年間で日本のベンチャー企業二百社シリコンバレー進出を促進するプロジェクトを発

心としたハードパワーに非軍事のソフトパワーをうまく組み合わせて最高の結果を得ようとする戦略であります。

今回の安保法制により、ハードパワーの強化が図られます。次は、いよいよ、日本が得意とするソフトパワーを駆使するときであります。

近年、世界各地で大規模化している自然災害、環境問題、難民支援等々、いわゆる人間の安全保障の核心部分で、日本がイニシアチブをとつて一層の貢献を果たすことが重要だと考えます。それがソフトラバーです。

これら人間の安全保障に対する我が国の今後の取り組みについて、総理の御見解をお伺いいたします。

また、今回の首脳会談では、NPT、核拡散防止条約に関する共同声明が出されました。唯一の被爆国である我が国と最も多くの核を保有する米国の首脳が、核兵器の非人道性に言及しつつ、核軍縮・不拡散への姿勢を発信したその意義は、大変に評価が大きいというふうに認識をしております。この道もまた、日本らしい積極的平和主義の形ではないでしょうか。

今後も核兵器廃絶の加速化を積極的にリードする努力が必要だと考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

今回、総理は、西海岸も訪問されました。日本の総理が米国の中堅都市を本格的に訪問したのは何と九年ぶり。カリフォルニア州は、日系人が四十万人と全米で最も集中し、多くの日系企業も進出。今回の総理訪問を現地の方々は心から喜んでいらっしゃいました。

総理は、スマートパワーという戦略を御存じだと思います。これは、知日派として著名なジョセフ・ナイ教授が訴えている概念です。軍事力を中

表されました。加えて、若手起業家を派遣する人材交流や民間交流を進めるためのイベント開催など、希望あふれる政策を約束されました。

今後、希望の同盟をより強固なものにするためには、未来を担う青年世代の交流が何よりも大切です。そのためには、対象を起業家に限定することなく、学生、N G O、公務員など、さまざまな分野での青年交流を後押しすべきだと考えます。

なぜならば、それは積極的平和主義の柱そのものだからです。

希望の未来を開くのは、いつの時代も青年の熱と力です。最後に、青年交流の支援拡大に対する総理の御決意を伺い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 岡本三成議員にお答えをいたします。

平和安全法制に関する米国議員や米国民の理解についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、集団的自衛権の行使は、あくまでも日本国民を守るためにあります。これは、新たな日米ガイドラインの中にもはつきりと書き込んでおり、日本と米国の共通の認識であります。

平和安全法制は、日米同盟を一層堅固にし、日米間の信頼の強化にもつながるものであります。今般の訪米では、議会演説においてこの旨を申し上げました。

日米首脳会談におきましても、平和安全法制について精力的に作業中であることを説明し、オバマ大統領からは、日本の取り組みに対する支持が述べられたところであります。

今後とも、米国を初めとする各国に対し、透明性を持つ丁寧な説明に努めてまいります。

尋ねがありました。

自民党と公明党は、強固な連立のもと、これまでも徹底的に話し合い、大きな結果を残してまいりました。今回の与党協議においても、二十五回にも及ぶ徹底的な議論を行い、政府に対して法律案の方向性を示していました。

特に、三月の与党合意においては、自衛隊の海外における活動の参加に当たって、第一に、自衛隊が参加し、実施する活動が国際法上の正当性を有すること、第二に、国民の理解が得られるよう、国会の関与等の民主的統制が適切に確保されること、第三に、参加する自衛隊員の安全の確保のための必要な措置を定めることという三つの方針を確立し、そのもとに適切な判断を行うとの具体的な方向性を示していました。

政府としては、この方向性に即して法案作成作業を行い、全ての方針が法案の中に忠実に、かつ明確に盛り込まれたものと考えています。

平和安全法制に三つの方針を盛り込むことにより、自衛隊の海外での活動が適切に行えるものであることが内外に一層明確となり、同時に、我が国として適切な判断を行うことが可能となつたものと考えています。

平和安全法制の法案審議に臨む姿勢についてお尋ねがありました。

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であります。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、あらゆる態を想定し、切れ目のない備えを行う平和安全法制の整備が不可欠であります。

もとより、安全保障政策の推進には、国民の皆様の理解と支持が不可欠であります。そのため、

国民の皆様に法制の全体像をお示しするため、昨日、関連法案を一括して閣議決定したところであります。

国会審議に当たっては、多くの国民の皆様にその趣旨を御理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、わかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

米国議会での演説における歴史認識についてお尋ねがありました。

米国議会での演説では、第二次世界大戦において犠牲となつた米國の方々に対し哀悼の意を表すこと、第三に、参加する自衛隊員の安全の確保のための必要な措置を定めることという三つの方針を確立し、そのもとに適切な判断を行うとの具体的な方向性を示していました。

政府としては、この方向性に即して法案作成作業を行い、全ての方針が法案の中に忠実に、かつ明確に盛り込まれたものと考えています。

戦後七十年の間、日本は、自由で、民主的で、人権を守り、法の支配をたつとぶ国家をつくり上げ、アジアや世界の友人たちの平和と発展のためにできる限りの貢献を行つてきました。この平和国家としての歩みは、これからも決して変わりません。このことを今後とも国際社会に対し明確に、そしてわかりやすくアピールしていく所存でございます。

平和安全法制の法案審議に臨む姿勢についてお尋ねがありました。

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であります。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、あらゆる態を想定し、切れ目のない備えを行う平和安全法制の整備が不可欠であります。

もとより、安全保障政策の推進には、国民の皆様の理解と支持が不可欠であります。そのため、

向け、引き続き国際社会の取り組みを主導してまいる所存であります。

人間の安全保障に対する我が国の今後の取り組みについてお尋ねがありました。

米国議会での演説で、私は、人間の安全保障を確かにしなくてはならないというのが日本の不動の信念である、人間一人一人に教育の機会を保障し、医療を提供し、自立する機会を与えないければならない、女性の人権が侵されない世の中を実現しなくてはならないと訴えてまいりました。

先般閣議決定した開発協力大綱においても、人間の安全保障の推進を基本方針の一つとしています。

政府としては、御指摘のあつた防災、環境問題、難民支援等を含め、引き続き人間の安全保障を外交の重要な柱として積極的に推進していく考えであります。

日本間の青少年交流の重要性についてお尋ねがありました。

日米間の幅広い人的交流、特に未来を担う青少年交流は、日米同盟を支える重要な柱であります。このようないい認識のもと、日米両国による学生、研究者及び議員間交流の増加に向けた取り組みなどを、人的交流を引き続き強化していくことを、首脳会談の終了後に発出したファクトシートにおいて発表しました。

また、日本政府として、人的交流のさらなる強化を目指し、青少年交流を含む取り組みを行う、未来へのカケハシ・イニシアティブを発表しました。

日本政府として、人的交流のさらなる強化を目指し、青少年交流を含む取り組みを行う、未来へのカケハシ・イニシアティブを発表しました。

また、日本政の同盟をより強固なものとするため、今後とも、青少年交流を初めとする人的交流の拡大に努めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 赤嶺政賢君。

[赤嶺政賢君登壇]

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表し、総理の訪米報告に対し質問します。(拍手)

政府が昨日閣議決定した平和安全法制なるものは、アメリカが世界で行う戦争に際して、いつでもどこでもどんな戦争でも自衛隊が参戦するためのものであり、憲法をじゅうりんする、まさに戦争法案です。直ちに撤回すべきであります。

総理は、米議会での演説で、法案をこの夏までに成就させると述べました。閣議決定も国会提出も、ましてや審議もしていない法案の成立を米議会で誓約したのであります。國民主権と議會制民主主義を真っ向から否定するものであり、断じて容認できません。

総理は、昨日の記者会見で、もう一度と戦争の惨禍を繰り返してはならない、この不戦の誓いを将来にわたって守り続けていくと述べました。

村山談話以降歴代政府が示してきた、植民地支配と侵略がアジア諸国の人々に多大の損害と苦痛を与えたことへの言及をしないのはなぜですか。戦後の日本は、侵略戦争への反省の上に立て、政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こさないことを世界に誓い、再出発しました。戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を憲法九条に明記し、徹底した非軍事、平和主義を定めたのであります。同盟の抑止力、対処力を強化することは、これに真っ向から反するものではありませんか。

総理は、米議会での演説で、戦後世界の平和と安全はアメリカのリーダーシップなくしてあり得なかつたと述べ、日本がアメリカとの同盟を選択したことを高く評価しました。

しかし、ベトナム戦争やイラク戦争を初め、世界の紛争に軍事介入し、国連憲章に基づく平和秩

序を揺るがしてきたのが、戦後のアメリカのリーダーシップなるものの実態ではありませんか。

歴代自民党政府は、そのアメリカにつき従い、

政府が昨日閣議決定した平和安全法制なるものではありませんか。

もどろくでもどんな戦争でも自衛隊が参戦するためのものであり、憲法をじゅうりんする、まさに戦争法案です。直ちに撤回すべきであります。

総理は、米議会での演説で、法案をこの夏までに成就させると述べました。閣議決定も国会提出

も、ましてや審議もしていない法案の成立を米議

会で誓約したのであります。國民主権と議會制民

主主義を真っ向から否定するものであり、断じて

容認できません。

総理は、昨日の記者会見で、もう一度と戦争の

惨禍を繰り返してはならない、この不戦の誓いを

将来にわたって守り続けていくと述べました。

総理は、昨日の記者会見で、もう一度と戦争の

惨禍を繰り返してはならない、この不戦の誓いを

これはまさに、いつでもどこでもアメリカの戦争に日本が参戦、加担することを取り決めたものではありませんか。

国会の承認も審議もなく、現行安保条約の内容を大きく踏み越える軍事協力の拡大を、なぜ政府が勝手に取り決めることができるのですか。

米軍が陸海空に続く戦場に位置づける宇宙、サ

イバー空間、さらには、武器輸出での日米協力ま

で盛り込んでいることも、日米安保の重大な拡大

であります。

国民にどう説明するのですか。明確な答弁を求

めます。

総理は、今、従来の时限立法にかえて、米軍を

その後の自衛隊の育成、増強は、米軍の任務を肩

がわりし、補完する形で進められてきたのであり

ます。

歴代政府は、自衛隊の違憲性を言い繕うため

に、自衛のための必要最小限度の実力組織は憲法

に違反しないと弁明してきました。

ところが、九〇年代以降、アメリカの新たな要

求につき従つて、ペルシャ湾への掃海艇派遣を皮

切りに、インド洋でアフガニスタンへの空爆を行

う米軍艦船への給油支援を行い、戦地イラクで軍

事掃討作戦を行う武装米兵を輸送し、無法な戦争

と占領に加担したのであります。

これが、戦後の日米軍事同盟の歴史ではありませんか。この事実から目を背けてはなりません。

今回、日米両政府が合意した新たな防衛協力の

指針、ガイドラインは、日米軍事同盟を、日本防

衛はおろか、従来の周辺事態を大きく踏み越え

て、文字どおり地理規模に拡大するものです。

政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて、平時から有事に至るあらゆる段階で、日米が

政策面、運用面での調整を行い、共同計画を策定するとしています。

し、未来永劫沖縄を米軍基地に縛りつけようとすることは、到底許すことはできません。

きょう五月十五日、沖縄が本土に復帰して四十年を迎えました。

復帰に当たつて県民が願つたのは、基地のない

平和で豊かな沖縄でした。政府がやるべきこと

は、占領下の土地強奪によつてつくられた米軍基

地の縮小、撤去であります。

新基地建設を断念し、普天間基地を直ちに無条件で閉鎖、撤去することを要求し、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣安倍晋三君登壇

○内閣総理大臣安倍晋三君 登壇

このため、昨年十二月二十四日、総選挙の結果

は当然のことであります。

を受けて発足した第三次安倍内閣の組閣に当たつての記者会見において、平和安全法制は通常国会において成立を図る旨申し上げ、国民の皆様に私におい成立をお示しました。

本年一月の衆議院本会議においても、二度にわたり、今国会における成立を図る旨答弁をしております。

米議会での演説において、改めて、このような私の決意を申し上げたものであります。國民主権と議会制民主主義を否定するとの指摘は全く当たりません。

また、今般の平和安全法制の目的は、あらゆる事態から国民の命と平和な暮らしを守ることであり、アメリカの戦争にいつでもどこでも参戦するためとか、戦争法案などという指摘は、無責任な、根拠のないレッテル張りであり、全くの誤りであります。

安倍内閣として、侵略や植民地支配を否定したこととは一度もありません。

安倍内閣は、これまで繰り返し国会で申し上げてきたとおり、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、今後も引き継いであります。

平和主義と日本同盟の抑止力、対処力の強化についてお尋ねがありました。

平和国家としての日本の歩みは、これからも決して変わることはできません。二度と戦争の惨禍を繰り返してはなりません。この不戦の誓いを将来にわたって守り続けていきます。

そして、国民の命と平和な暮らしを守り抜く、日本と世界の平和と安全をより確かなものとする、そのための法整が、昨日閣議決定した平和安全法制であります。

平和安全法制により、日本同盟の抑止力、対処

力は一層強化されることになります。もし日本が危険にさらされたときには日本同盟が完全に機能する、そのことを世界に発信することによって、日本が攻撃を受ける可能性は一層なくなっていくと考えます。

戦後世界における米国のリーダーシップと日本同盟についてお尋ねがありました。

米国は、戦後、西側世界の盟主としてリーダーシップを發揮し、一貫して世界に貢献してきました。

日本は、その主体的判断に基づき、日米安保条約を堅持しており、日米同盟は、アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄に貢献し続けています。

自衛隊の国外派遣は、我が国自身の主体的な取り組みとして、法令に従つて国会の御承認も得て行つたものであり、国際社会からも高い評価を得ています。

日本が、米国に従つて自衛隊を海外に派遣し、戦争に協力、加担してきたとの御指摘は、全く当たりません。

我が国による自衛隊の国外派遣と日米同盟の歴史についてお尋ねがありました。

自衛隊の国外派遣は、我が国自身の主体的な取り組みとして、法令に従つて国会の御承認を得て行つたものであり、国際社会からも高い評価を得ております。

したがつて、我が国が米国の要求に従つて自衛隊を派遣し、日本同盟が他国を紛争に巻き込んできたとの御指摘は、全く当たりません。

我が国は、引き続き、自由、民主主義、人権、平和と繁栄を確保する上で、主導的な役割を果たしてまいります。

日米新ガイドラインについてお尋ねがありまし  
た。  
新ガイドラインにおいては、その中核的役割で  
ある我が国の平和と安全の確保のほか、これまで  
の日米協力の進展を踏まえ、新たな戦略的分野で  
ある宇宙やサイバー空間での協力についても記述  
しています。また、協力の実効性をより一層高め  
るため、装備・技術面を初めとする各種分野でも  
協力を進めることとしています。

他方、新ガイドラインは、日米両政府の意図を  
表明した文書であり、いずれの政府にも、立法  
上、予算上、行政上その他の措置を義務づけるものではなく、法的な権利または義務を生じさせるものではありません。また、日米安保条約及びその関連取り決めに基づく権利及び義務を変更するものではありません。

このようない新ガイドラインの性格も踏まえれば、新ガイドラインは、国会承認の対象となるものではありません。

また、御指摘の同盟調整メカニズムや共同計画の策定が、アメリカの戦争に日本が参戦、加担することを取り決めたものとの御指摘は、全く当たりません。

自衛隊の派遣については、我が国として、憲法及び法令に従い、みずからの国益に照らして主体的に判断してまいります。

いわゆる恒久法などの法整備及び憲法解釈等についてお尋ねがありました。

昨年七月の閣議決定は、安全保障環境の大きな変化を踏まえ、昭和四十七年の政府見解の基本的な論理の枠内で導き出されたものであり、憲法解釈としての論理的整合性と法的安定性は維持されています。また、そもそも、昭和四十七年の政府見解は、砂川事件の最高裁判決の考え方と軌を一にするものであります。

今般の平和安全法制では、具体的な必要性が発生してから改めて立法措置を行うのではなく、自衛隊の活動の前提となる法的根拠をあらかじめ定めておくこととしています。

また、現に戦闘行為を行つてゐる現場では後方支援を行わないなど、武力の行使との一体化を回避するための厳格な枠組みを設けており、現実の安全保障環境に即した合理的な仕組みとなるものと考えています。

さらに、我が国が武力の行使を行い得るのはあくまで新三要件を満たす場合に限られ、これは憲法上の明確かつ厳格な歯止めとなっています。

このように、今般の平和安全法制の整備は、これまでの憲法解釈の基本的な論理の枠内のものであり、御指摘は全く当たりません。

日米首脳会談における普天間飛行場の辺野古移設に關するやりとりについてお尋ねがあります。

最も大切なことは、住宅や学校に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間の固定化は絶対に避けなければならないということです。これが大前提であり、かつ政府と地元の皆様との共通認識であると考えています。

辺野古への移設は、米軍の抑止力維持と普天間の危険性除去を考え合わせたとき、唯一の解決策であり、この考え方方に変わりはありません。

こうした考え方を踏まえ、首脳会談においては、オバマ大統領に対し、先般の翁長知事との会談で承つた、辺野古移設に反対するとのお考えをお話しした上で、辺野古移設が唯一の解決策との政府の立場は搖るぎなく、沖縄の理解を得るべく、対話を繼續する旨をお伝えしたものであります。

したがつて、対米従属姿勢との御指摘は当たりません。

沖縄の米軍基地の整理縮小及び普天間の辺野古への移設についてお尋ねがありました。

日本の国土面積の一%に満たない沖縄県内に、今なお、全国の約七四%の米軍専用施設・区域が集中している状況を、極めて重く受けとめています。

このため、政府としては、人口が集中する嘉手納以南の土地の返還や在沖縄海兵隊のおよそ半分に相当する約九千人のグアム等への移転などを進めることにより、沖縄の施設・区域の整理縮小に全力で取り組んでいるところであります。既に、西普天間住宅地区の返還などを実現しています。

また、普天間飛行場の移設について、最も大切なことは、住宅や学校に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間の固定化は絶対に避けなければならぬことによってあります。

辺野古への移設により、普天間は全面返還されます。

辺野古の、皆様の願いを現実のものとするため一日も早い返還を実現する、これがこの問題の原点であると考えます。

したがつて、辺野古移設が沖縄を米軍基地に縛りつけるとの指摘は全く当たりません。

抑止力を維持しながら、目に見える形で負担軽減を図つていく、この二つの両立を図ることは難しい課題ではありますが、だからこそ、これを実現するために力を尽くすことが政治の責任だと考えています。

政府としては、引き続き、安全確保に留意しつつ、辺野古への移設事業を進め、普天間の一日も早い返還を必ずや実現することが重要であると考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

#### 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

法案(内閣提出)及び郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案及び郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣高市早苗君。

(国務大臣高市早苗君登壇)

○國務大臣(高市早苗君) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案及び郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

電気通信事業、放送事業及び郵便事業に係る海外市場はアジアを中心として成長を続けており、今後の海外需要の拡大が見込まれております。我が国経済の持続的な成長のためには、そのような海外における新たな事業機会を捉え、国内需要と共通する潜在的な海外需要を積極的に開拓することことで、我が国の事業者の収益性の向上を図る必要があります。

しかし、海外において電気通信事業、放送事業または郵便事業を営むに当たっては、規制分野での影響が大きく、民間だけでは参入が進みづらい状況にあります。

このような背景を踏まえ、我が国の強みを生かして海外において電気通信事業、放送事業または郵便事業を行う者を支援するため、本法律案を提出しました。

案することとした次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便に関する料金の届け出手続に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

もしくは郵便事業またはこれらの関連事業を行う者を支援するため、総務大臣の認可により、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立することとしております。政府は、常時、機構の発行済み株式総数の二分の一以上を保有することとしております。

第二に、機構の支援の対象となる事業者及び支援内容並びに株式または債券の処分等の決定を客観的、中立的に行うため、機構に海外通信・放送・郵便事業委員会を置くこととしております。

第三に、機構は、総務大臣の認可を受け、出資、資金の貸し付け、専門家の派遣または助言等の業務を営むこととしております。

第四に、政府は、機構の社債や資金の借り入れに係る債務について保証をすることができるとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行ふこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便に関する料金の届け出手続に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

明申し上げます。

うち総務省令で定める料金について、事前届け出制を改め、事後届け出制とともに、一般信便業務に関する料金の届出手続に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

明申し上げます。

うち総務省令で定める料金について、事前届け出制を改め、事後届け出制とともに、一般信便業務に関する料金の届出手續に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

明申し上げます。

うち総務省令で定める料金について、事前届け出制を改め、事後届け出制とともに、一般信便業務に関する料金の届出手續に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

明申し上げます。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構  
法案(内閣提出)及び郵便法及び民間事業者  
による信書の送達に関する法律の一部を改  
正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対す  
る質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対  
して質疑の通告があります。これを許します。武  
正公一君。

(武正公一君登壇)

○武正公一君 民主党 武正公一です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただ  
いま議題となりました株式会社海外通信・放送・  
郵便事業支援機構法案及び郵便法及び民間事業者  
による信書の送達に関する法律の一部を改正する  
法律案につき、質問をいたします。(拍手)

昨日の安全保障法制の閣議決定、そしてきょう  
の国会提出、これは、昨年七月一日、集団的自衛  
権行使容認へ憲法解釈を変更して行われたもので  
す。そもそも、内閣が恣意的にみずから内閣  
に都合のいいように憲法解釈を変更することは、  
独裁国家でなければ起り得ないことが起きてい  
ると言わざるを得ません。

NHKアーカイブスでは五月十日に、「戦後七  
十年 日本人はなぜ戦争へと向かったのか メ  
ディアと民衆」の番組を再放送いたしました。N  
HKラジオ放送がナチス・ヒトラー、ゲッペルス  
宣伝大臣の方法をまねて国民を戦争に駆り立てた  
ことをNHKによって検証された番組です。  
このように、放送と政治、テレビと政治をめぐ  
る関係について、まず菅官房長官に伺います。  
三月二十七日夜、テレビ朝日系列「報道ステー  
ション」で古賀茂明氏が、菅官房長官を初め官邸  
の皆さんからバッシング、非難あるいは圧力を受  
けてきたというようなことを言つております。

三月三十日、官房長官からは、事実無根、ま  
た、放送法という法律があるので、テレビ局がど  
う対応するか、しばらく見守りたいという記者会  
見がありました。改めて、官邸からバッシング  
が、非難あるいは圧力、これを加えたのでどう  
か、伺います。

また、放送法という法律があるので、テレビ局  
がどう対応するか、しばらく見守りたいと菅官房  
長官が言つたということですが、この放送法とい  
う法律があるので、どうのはどういう意味です  
か。免許の停波という意味での放送法という言及  
は、ないということでよろしいでしょうか。

例えば、安保法制の審議時間、これについては  
十分時間をとる必要があります。なぜでしょう。  
それは、安全保障の議論は、専門用語が飛び交  
い、また、その安全保障技術の検証には時間を要  
するからです。特に、国民主権のもと、国民への  
説明責任を果たすことが欠かせません。そのと  
き、メディア、とりわけ放送の果たす役割は大き  
いと考えます。

いたずらに政府・与党が放送や報道に圧力を加  
えていると受けとめられるることは、こうした安保  
法制の審議、そして国民の理解への阻害要因にな  
りかねません。

改めて、官邸からの放送、報道への圧力はかけ  
ていません。かけないということを、放送法一条の  
放送の自律独立の担保という観点から官房長官に  
確認をいたします。いかがでしょうか。

郵政民営化法改正から丸三年、施行から一年半  
が経過いたしました。

平成二十三年八月から、民主党、自民党、公明  
党で郵政三党協議会を立ち上げ、十二回の開催を  
通じ、平成二十四年三月、政府提出の郵政改革法  
案を取り下げ、私が筆頭提出者として郵政民営化  
法改正案提出となり、衆参両院の審議を経て、三  
年前の四月二十七日に成立を見ました。

法改正案提出となり、衆参両院の審議を経て、三  
年前の四月二十七日に成立を見ました。  
与野党で合意をし、法改正ができたのは、行き  
過ぎた民営化の見直しを求める動きが、四年前の  
震災復興財源として日本郵政株式売却益を見込む  
ことが背中を押したと考えます。

あわせて、国民の生活の利便性に欠かせない郵  
政事業を、郵便、貯金、簡易保険を一体として捉  
え、ユニバーサルサービスを守ることを基本に民  
営化を進めることに停滞は許されないとする与野  
党並びに郵政関係者の強い熱意と取り組みがあつ  
たからです。

同年十月一日、五社体制が四社体制に見直され  
た日本郵政グループの経営状況をどう判断してい  
たのか、総務大臣に伺います。

連結決算は、経常収益が減少し、経常費用を削  
減することにより経常利益を確保するという縮小  
均衡に陥っています。郵便等引受物数等について  
は、平成二十三年度から三年度は横ばいながら、  
平成十三年度からは二割減です。ゆうちょ銀行の  
預貯金残高は近年横ばい。しかしこれも、ピーケ  
時からは百兆円近く減少する一方、他の民間金融  
機関は百三十兆円以上増加しております。かんぽ  
生命は、総保有契約数は過去十年で半減、新契約  
数は緩やかな回復となっています。

日本郵政グループ各社は、預け入れ限度額や簡  
便の加入限度額の引き上げを求めていますが、そ  
の見通しについて、総務大臣、金融担当大臣に伺  
います。

民主党政権時代も、預け入れ限度額二千万円  
へ、簡易保険の受け入れ限度額二千五百万円への  
引き上げを談話で発表した経緯もあります。しか  
し、国会状況のもと、議論が進まないまま、その  
内容を決定するに当たって従つべき支援基準を總

正附帯決議では、当分の間引き上げないといた  
ました。

一方、日本郵政株を上場して売却益を復興財源  
に四兆円充てることについては、昨年末に、この  
秋の日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の  
同時上場、売却方針が、日本郵政グループが財務  
省と協議の上、発表に至りました。

法案審議時に日本郵政の売却が念頭にありま  
したが、なぜ三社同時となつたのか、財務大臣に伺  
いました。

また、ユニバーサルサービス確保のもと、市場  
価値を上げるために、市場が受け入れるビジネス  
モデルをどのようにつくろうとしてきたのか、ま  
た、しているのか、総務大臣に伺います。

次に、海外通信・放送・郵便事業支援機構の運  
営についてお聞きします。  
支援機構は、海外において、民主党政権下から  
も取り組んできた地デジ放送日本方式も含め、通  
信、放送、郵便事業を行う日本の現地事業体に対  
し、出資を初め、相手国政府との交渉、専門家の  
派遣など、事業への参画や運営支援を行なうこと  
としています。

これらを行うためには、現地の政治情勢や社会  
状況を熟知し、また技術ノウハウも熟知する専門  
家の活躍が重要な位置づけを占めます。  
そうした人材の確保を、支援機構は官民などの分  
野から準備し、どのような身分で派遣するので  
しょうか。

派遣する専門家の確保と派遣実施の方針につい  
て、また、機構の役割を二十年と区切ったことに  
ついて、総務大臣にお聞きいたします。

この支援機構が支援の対象となる事業者や事業  
内容を決定するに当たつて従つべき支援基準を總

<p>務大臣が定めることとしています。また、その支援基準に従つて機構が支援内容を決定するためにあらかじめ総務大臣の認可を受けることとされており、総務大臣の判断が大変重要なものとなっています。</p> <p>支援基準の策定と支援内容の決定の認可が公正に行われるための客観的指標・担保が肝心となります。が、総務大臣の所見を伺います。</p> <p>次に、他の政府出資支援組織との関係について伺います。</p> <p>今回の海外通信・放送・郵便事業支援機構のように、海外展開する企業を支援する官民ファンドはほかにも存在します。交通や都市開発の事業者の海外展開を支援する株式会社海外交通・都市開発事業支援機構があります。</p> <p>出資支援としては、日本企業による機械設備や船舶等の輸出に対する支援及び日本企業の海外でのインフラ事業参加への支援を業務の一つとするJ B I C、株式会社国際協力銀行があります。さらに、開発途上地域への支援を行うJ I C A、独立行政法人国際協力機構なども存在しています。</p> <p>今回、この新しい機構を動かすに当たり、既存の支援機構とはどのようにすみ分け、あるいは連携していくのか。今回、何ゆえに、通信・放送・郵便の三分野に限つた支援機構を改めて設置するに至つたのか、総務大臣に伺います。</p> <p>特に財務大臣には、過去、J I C A、独立行政法人国際協力機構の海外投資が失敗した検証と、二〇一一年から再開に至つて、どのような再発防止策を講じているのかを伺います。</p> <p>日本の、海外での評判の高い税関業務については、多くの海外からの研修生を受け入れています。郵便貯金についても同様であり、新興国のインフラ整備のためには欠かせないノウハウがある</p>
<p>と考えますが、この支援機構に郵便貯金業務も加えることについての御所見を総務大臣伺います。</p> <p>次に、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に関連してお聞きをいたします。</p> <p>安倍内閣が進める規制緩和議論の一つとして、規制改革会議において特定信書便の業務範囲の見直しが取り上げられ、総務省情報通信審議会でユーニバーサルサービス確保方策と特定信書便の業務範囲の見直しのみを先行して議論されてきた経過にあります。</p> <p>本法律案は、その一部、特定信書便の業務範囲の見直しのみを先行して法案化したものであります。</p> <p>郵便事業におけるユーニバーサルサービスは、国民、利用者があまねく公平に享受できるインフラであり、国民生活に極めて重要なものとして、郵政民営化法において、日本郵政グループに、郵便業者があまねく公平に享受できるインフラであります。</p> <p>ユーニバーサルサービスをきちんと確保していく方策についても、政府の責任として明確に示すべきと考えますが、重ねて総務大臣の見解を伺います。</p> <p>郵便事業、信書便事業は、国が国民に保障すべき重要なユーニバーサルサービスです。このサービス水準を堅持していく仕組みと民間によるさまざまなサービスを工夫する視点の両面が国民生活の向上に重要な視点であることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)</p>
<p>〔國務大臣高市早苗君登壇〕</p> <p>○國務大臣(高市早苗君) 武正議員からは、十一点お尋ねがございました。</p> <p>まず、日本郵政グループの経営状況についてお尋ねがありました。</p> <p>日本郵便の郵便引受物数は減少しておりますが、荷物の取扱物数は増加しております。ゆうちょ銀行の貯金残高は、近年は微増です。かんぽ生命保険の保有契約件数は減少しておりますが、新契約件数は増加しております。</p> <p>日本郵政グループは、グループの収益力の多角</p>
<p>化、強化、経営の効率化等を進めているところでですが、郵政民営化を推進する上で重要な上場に向け、一層の取り組みをすることが必要であると考えております。</p> <p>次に、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の限度額の見直しについてのお尋ねがありました。</p> <p>限度額の見直しについては、利用者の利便性や企業価値の向上という観点からは一定のメリットがある一方、平成二十四年の郵政民営化法改正法案に対する附帯決議では、「当面は引き上げないこと」とされています。</p> <p>私といたしましては、このような事情を踏まえつつ、さまざま御意見も伺いながら、限度額のあり方について考えてまいります。</p> <p>日本郵政グループは、ユーニバーサルサービスの責任を遂行すること、上場を見据えグループ企業価値を向上させることなどを中期的なグループ経営方針とした中期経営計画を本年四月に発表し、そのビジネスモデルを示していると認識しています。</p> <p>次に、日本郵政グループのビジネスモデルについてお尋ねがありました。</p> <p>日本郵政グループは、ユーニバーサルサービスの責任を遂行すること、上場を見据えグループ企業価値を向上させることなどを中期的なグループ経営方針とした中期経営計画を本年四月に発表し、そのビジネスモデルを示していると認識しています。</p> <p>私は、日本郵政グループが市場で高く評価されるよう、企業価値を向上させ、国民の皆様に民営化の成果を実感していただける経営を行なうことを期待しております。</p> <p>次に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構における専門家及び存続期間についてお尋ねがありました。</p> <p>本機構は、通信、放送、郵便分野の規制の専門家や技術者、金融、会計、財務の専門家等を機構からまたは関係事業者等から派遣することを想定しております。</p> <p>また、存続期間につきましては、海外における</p>

通信、放送、郵便事業が軌道に乗り、投資の回収が見込める期間がおおむね十年から十五年であるということを踏まえ、既存の官民ファンドの例も参考に、二十年としております。

次に、支援基準の策定や支援決定の認可についてお尋ねがございました。

支援基準については、法案成立後に策定するものですが、既存の官民ファンドなどを参考に、支援対象となる事業者が満たすべき基準、支援に当たり機構が従うべき基準などを規定する予定です。

また、支援決定の認可に当たっては、支援基準に沿った決定が行われているかを判断し、総務大臣として公平公正に認可してまいります。

次に、既存の官民ファンドや公的金融機関とのすみ分け、連携及び通信、放送、郵便の三分野に限つた支援機構とした経緯についてお尋ねがございました。

本機構は、既存の官民ファンドとは政策目的や支援の対象分野が異なるものですが、必要に応じ、情報共有、連携を行つてまいります。

また、本機構は、融資を中心とするJ B I Cや開発協力をを行うJ I C Aなどの公的機関による支援のみでは十分な実施が困難なプロジェクトを支援するため、設立を目指しているのですが、それらの機関とは必要に応じ連携してまいります。さらに、通信、放送、郵便分野は、アジアを中心とし世界市場の拡大が見込まれておりますが、規制分野であり、政治的影響を受けやすいなどのリスクが高いことから、特に支援が必要と考え、本機構を設立するものです。

次に、本機構の支援対象に郵便貯金業務を加えることについてお尋ねがありました。

現時点では、本機構の支援対象分野として、我

が国の事業者から海外展開の動きとして伺つております。

御指摘の郵便貯金につきましては、現時点では支援対象としては想定していませんが、将来的な課題として認識しております。

今回の特定信書便事業の拡大範囲において日本郵便が得ている収入は約八十九億円であり、郵便収入全体の約〇・七%にとどまること、また、特定信書便事業者は新たな需要の掘り起こしに取り組む意向を示しており、必ずしも日本郵便の現在の収入がそのまま特定信書便事業者に移行することがあります。

次に、信書の取り扱いのルールについてお尋ねがございました。

信書の取り扱いについては、武正議員御指摘のとおり、通信の秘密とユニバーサルサービス確保の観点から、一定のルールが必要です。

このため、信書の送達は、郵便法と信書便法において、日本郵便及び総務大臣の許可を受けた信書便事業者のみにその事業の実施を認めるなど、必要な規定が設けられています。

次に、特定信書便事業の業務範囲のさらなる拡大についてお尋ねがありました。

特定信書便事業の業務範囲は、信書便法上、法律で直接具体的に規定をしており、仮に将来さらなる拡大を行う場合には、郵便のユニバーサルサービスに与える影響を検証した上で、改めて国

なるものです。  
最後に、ユニバーサルサービスの確保方策についてお尋ねがありました。

郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策については、平成二十五年十月に情報通信審議会へ諮問し、現在、将来にわたつて安定的にユニバーサルサービスを確保するためにはどのような方策が必要かを審議していただきおり、本年夏ごろを目途に答申を取りまとめていただく予定です。

総務省といたしましては、この答申を受け、諸外国の確保方策なども参考にして、国民の暮らしを支えるユニバーサルサービスの確保に向けて必要な取り組みを進めていく所存であります。

(拍手)

○國務大臣菅義偉君登壇  
〔國務大臣菅義偉君登壇〕  
御指摘の官邸からのパッキングということについては、私の会見でも申し上げたとおり、そのような事実は全くございませんし、テレビ朝日の社長におかれても、記者会見で、圧力めいたことは一切ないと話されたものと承知をしております。

放送法という法律がありますので、こう申し上げましたのは、放送事業者は、放送法の規定に基づいて放送番組の編集を自主的な規律に基づいて行われている、さらだ、その第四条の規定によつて、放送番組の編集は、政治的に公平である原則に従つて行うこととされており、放送事業者は原則に従つて行うこととされたものであることを事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

りません。

放送の自律独立の担保についてお尋ねがあります。  
放送法第一條においては、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」と規定をされております。

政府としては、これを尊重することは当然のことであり、御指摘の、圧力をかけるようなことは一切ございません。(拍手)

○國務大臣麻生太郎君登壇  
〔國務大臣麻生太郎君登壇〕  
ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の限度額についてのお尋ねがあつております。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の限度額の水準について御指摘の官邸からのパッキングということについては、私の会見でも申し上げたとおり、そのような事実は全くございませんし、テレビ朝日の社長におかれても、記者会見で、圧力めいたことは一切ないと話されたものと承知をしております。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の限度額についての御指摘におきましても、本法の施行により直ちに機関などの間の競争関係に影響を及ぼす事情、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の経営状況などを勘案することが求められております。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の限度額の水準につきましては、郵政民営化法において、他の金融機関などの間の競争関係に影響を及ぼす事情、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の限度額についてのお尋ねがあつております。

また、平成二十四年の郵政民営化法改正時の附帯決議におきましても、本法の施行により直ちに放送法という法律がありますので、こう申し上げましたのは、放送事業者は、放送法の規定に基づいて放送番組の編集を自主的な規律に基づいて行われている、さらだ、その第四条の規定によつて、放送番組の編集は、政治的に公平であることを原則に従つて行うこととされたものであることを事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

ところ、報道は事実を曲げないですることといつた

す。

官報 (号外)

こうした中、昨年選定した主幹事証券会社の知見も踏まえ、日本郵政とも協議をし、日本郵政株式の早期処分義務を果たし早期に復興財源に充てるという観点、日本郵政の保有する金融二社株を同時に上場することによって、市場が評価するこれら二社の株式価値を日本郵政の株式価格に透明性を持つて反映させるという観点などを総合的に勘案し、三社同時上場が適当との結論に至つたものであります。

国際協力機構、JICAの海外投融資についてのお尋ねもあつております。JICAの海外投融資につきましては、平成十三年に、近年実績は少なく、政策的必要性が乏しくなつているとの認識のもと、廃止をされております。

その後、産業界から再開の要望が多く寄せられたことを受け、ます、平成二十四年にパイロット案件を実施した上で、平成二十四年に本格的に再開することいたしております。

再開に際しましては、過去の教訓も生かし、リスク管理手法の高度化などを通じ、リスク審査、管理体制を強化する、案件に対する退出計画をあらかじめ作成する、途上国政府側からの案件への支援を可能な限り確保するといった対応をとつておるところであります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十五分散会

出席國務大臣

議院運営委員

補欠

防衛省設置法等の一部を改正する法律

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「防衛省に」を「本省に」に、「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十三条」を「第三十五条」を「第三十条」に、「第三十三条」に、「第三十六条」を「第三十四条」に、「第四章 職員の職務遂行等(第三十七条—第三十九条)」を

「第四章 防衛装備庁 第一節 設置並びに任務及び所掌事務 第二款 設置(第三十一条)

「第二款 任務並びに所掌事務 第三十六条・第五章 職員の職務遂行等(第三十九条—第四

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本周平君外三名提出、衆法第二二号)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第七一号)

以上二件 農林水産委員会 付託

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

宮崎	今津 寛君	橋本 英教君	木村 弥生君	中村 裕之君	伊東 良孝君	内閣總理大臣 安倍 晋二君
政久君	江渡 聰徳君	熊田 裕通君	青山 周平君	木村 弥生君	橋本 英教君	小山 展弘君
今津 寛君	江渡 聰徳君	熊田 裕通君	周平君	裕之君	良孝君	本村賢太郎君
宮崎	今津 寛君	橋本 英教君	和生君	裕之君	良孝君	福島 伸享君
政久君	江渡 聰徳君	熊田 裕通君	和生君	裕之君	良孝君	鈴木 貴子君

(質問書提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

選管ホームページに選舉公報を継続して掲載することに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

合計特殊出生率の算出方法に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

合計特殊出生率の算出方法に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

三十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

第十二条 中第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

第六条中「十五万九千二十三人」を「十五万八百七十三人」に、「四十万五千四百九十四人」を「四十万三千三百六十三人」に、「四十万七千七十三人」を

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成二十七年三月六日

内閣總理大臣 安倍 晋二

第三章の章名中「防衛省」を「本省」に改める。

第八条第四号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、「(第三十条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。)」を削り、同条第五号ま

でに掲げるもの」を除く。」を削り、同条第五号中「第八号」を「及び第八号」に改め、「第十

三号及び第十四号」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の「号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する

ことを図るために必要となる総合調整に関する

	第二十二条第一項第八号を第九号とし、第七号の次に次の「号を加える。 八 前各号に掲げるもののほか、所掌事務の遂行に必要な連絡調整すること。
	第二十九条及び第三十条を削り、第三十一条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。 第三十三条第一項中「防衛省」を「本省」に改め、同条第二項第一号中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第四項の次に次の「項を加える。 3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの(第四条第十三号及び第三十四号に係るものに限る。)については、防衛装備厅長官の指揮監督を受けるものとする。
	第三章第六節中第三十三条を第三十一条とし、第三十四条を第三十二条とし、第三十五条を第三十三条とする。 第三十六条中「施設等機関」を「本省に置かれる施設等機関」に改め、第三章第七節中同条を第三十四条とする。
	第三十九条を第四十一条とし、第三十八条を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。 第四十一条とし、第三十七条を第三十九条とする。
	第四章を第五章とし、第三章の次に次の「章を加える。 第一節 設置 第一款 設置 第四章 防衛装備厅

(自衛隊法の一部改正)

第三条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「防衛省の内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「航空自衛隊」の下に「並びに防衛装備厅(政令で定める合議制の機関を除く。)」を加える。

第五条第一項中「防衛省」を「防衛省本省」に改め、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「機関若しくは」を「機関」に、「機関で」を「機関若しくは」を「機関」に、「機関で」に改め若しくは防衛装備厅の施設等機関でに改め。

第六条第四項中「航空隊」を「航空団」に改め。

第二十条の八第二項中「航空方面隊司令官」の下に「航空混成団司令の」を加える。

第三十条の二第一項第六号中「防衛審議官」の官房長を「若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長に改め、「次長」の下に「防衛装備廳長官」を「若しくは防衛装備厅の部長」を加え、同項第七号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備厅」に改める。

第三十一条第一項中「懲戒処分は、」を「懲戒処分(次項において「任用等」という。)は、幹部隊員にあつては防衛大臣が、幹部隊員以外の隊員にあつては、幹部隊員にあつては、防衛大臣を「防衛装備厅の職員である隊員(自衛官を除く。)にあつては、防衛装備厅長官又はその委任を受けた者」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の「項を加える。

	第六条中「十五万八百七十三人」を「十五万八百六十三人」に、「四万五千三百六十三人」を「四万五千三百六十四人」に、「三百六十七人」を「三百六十八人」に、「千九百七人」を「千九百十一人」に、「二十四万七千五百八十八人」を「二十四万七千五百八十八人」に改める。 第三十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、防衛省に、防衛装備厅を置く。
--	---

## 2 防衛装備庁長官は、防衛装備庁における適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、防衛装備庁の職員である自衛官の任用等について意見を述べることができる。この場合において、防衛大臣は、その意見を尊重するものとする。

第三十一条の二(第二項中「防衛大臣」の下に「若しくは防衛装備庁長官」を加える。)

第三十二条の五(第一項中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第五項」に改め、「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。)

第三十六条の六(第一項第一号中「技術研究本部」を「防衛装備庁の施設等機関」に改める。)

第四十八条の二(防衛装備庁の職員である隊員(幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。)は、防衛装備庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。)

第四十九条(防衛装備庁長官の委任を受けた者により防衛装備庁の職員である隊員がその意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。)

第五十条(防衛装備庁長官は、前項の規定により贈与を受けた贈与等報告書の写しを、に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十一条(防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときには、当該株取引等報告書の写しを、に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十二条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項の次に次の二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十三条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十四条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十五条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十六条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十七条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十八条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第五十九条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第六十条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第六十一条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第六十二条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第六十三条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

第六十四条(防衛装備庁長官は、前項の規定により納税申告書の提出を受けたときには、当該所得等報告書又は納税申告書の写しを、に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。)

降られ、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛大臣に対してもうとする。

第六十五条(三)(二)「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第六十五条(四)(二)「防衛省」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「局長」の下に「若しくは防衛装備

本省若しくは防衛装備庁」に改め、同条第三項に

「若しくは内部部局」を「防衛省本省の内部

部局」に改め、「局長」の下に「若しくは防衛装備

本省審議官級以上の自衛隊員に改める。

第五条(二)「防衛大臣」の下に「又は防衛

装備庁長官」を加え、同条第三項に

「第二条(三)「防衛大臣」の下に「第十二条」を「第二十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第六十五条(八)(一)「防衛大臣の二十一

第一項及び第二項」を「第六十六条の二十一(二)

項」に改め、「第六十五条の四(十項)」と「下

に「同法第六十六条の二十一(一)「任命権者

において」とあるのは「防衛大臣(防衛装備

職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。)にあつては、防衛装備長官(おいて」と、「任命権者

に対し」とあるのは「防衛大臣に対し」とを加える。

第七十五条(二)(二)「八千百七十五人」を

「八千七十五人に改める。

第一百条(二)(一)「防衛大臣は、」の下に「防衛省本省」を加え、「技術研究本部、装備施

設本部」を削り、「地方防衛局」の下に「若しくは防衛装備庁」を加える。

別表第三中「第八航空団 第八航空団司令部 福岡県築上郡築上町」に改める。

別表第三中「第八航空団 第九航空団 第九航空団司令部 福岡県築上郡築上町」に改める。

## (自衛隊員倫理法の一部改正)

第四条(一)「自衛隊員倫理法(平成十一年法律第二百三十号)」の一部を次のように改正する。

目次中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に、「第十二条」を「第二十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第六十五条(三)(二)「防衛省」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「局長」の下に「若しくは防衛装備

本省若しくは防衛装備庁」に改め、同条第三項に

「若しくは内部部局」を「防衛省本省の内部

部局」に改め、「局長」の下に「若しくは防衛装備

本省審議官級以上の自衛隊員に改める。

第五条(二)「防衛大臣」の下に「又は防衛

装備庁長官」を加え、同条第三項に

「第二条(三)「防衛大臣」の下に「第十二条」を「第二十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第六十五条(八)(一)「防衛大臣の二十一

第一項及び第二項」を「第六十六条の二十一(二)

項」に改め、「第六十五条の四(十項)」と「下

に「同法第六十六条の二十一(一)「任命権者

において」とあるのは「防衛大臣(防衛装備

職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。)にあつては、防衛装備長官(おいて」と、「任命権者

に対し」とあるのは「防衛大臣に対し」とを加える。

第七十五条(二)(二)「八千百七十五人」を

「八千七十五人に改める。

第一百条(二)(一)「防衛大臣は、」の下に「防衛省本省」を加え、「技術研究本部、装備施

設本部」を削り、「地方防衛局」の下に「若しくは防衛装備庁」を加える。

別表第三中「第八航空団 第九航空団 第九航空団司令部 福岡県築上郡築上町」に改める。

別表第三中「第八航空団 第九航空団 第九航空団司令部 福岡県築上郡築上町」に改める。

## 第七条(一)「審議官級以上の自衛隊員」を

「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛大臣」の下に「(防衛装備庁の職員)である自衛隊員にあつては、「防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」と、「写しを」を「写しを」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときには、当該株取引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

第八条(一)「審議官級以上の自衛隊員」を

「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛

大臣」の下に「(防衛装備庁の職員)である自衛隊員にあつては、「防衛装備庁長官」を加え、同条第三項中「前項」を「第一項」と、「写しを」を「写しを」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により株取

引等報告書の提出を受けたときには、当該株取

引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなけれ

ばならない。

第八条(二)「防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときには、当該株取

引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければ

ならない。

第八条(三)「防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときには、当該株取

引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければ

ならない。

第八条(四)「防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときには、当該株取

引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければ

ならない。

第八条(五)「防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときには、当該株取

引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければ

ならない。

第八条(六)「防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときには、当該株取

引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければ

ならない。

第四章の章名中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に改める。

第十一条中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

「第十六条第一項第三号中「次条第一項の下に並びに次条第二項及び第三項」を加え、同項第四号中「並びに次条第二項及び第三項」を「次条第二項及び第三項、第十四条第二項(第十五条第二項において準用する場合を含む)、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条に改める。」

第十二条の見出し中「防衛大臣」を「防衛省本省の職員である自衛隊員等に対する防衛大臣」に改め、同条第一項中「自衛隊員」の下に「(防衛装備府の職員である自衛隊員を除く。)」を加え、同条第三項中「は、自衛隊員」の下に「(防衛装備府の職員である自衛隊員を除く。)」を、「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

## 官外報(号)

第十三条第一項中「防衛省に、「を「防衛省本省及び防衛装備府に、それぞれ」に改め、第五章中同条を第二十四条とする。

第四章中第十二条の次に次の十一条を加える。

(調査の端緒に係る防衛装備府長官の報告)

第十三条 防衛装備府長官は、防衛装備府の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(防衛装備府の職員である自衛隊員に対する防衛装備府長官による調査)

第十四条 防衛装備府長官は、防衛装備府の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料するときは、その法律又はこの法律に該調査を行うよう命じなければならない。

(防衛装備府長官による懲戒処分)

第十五条 防衛装備府長官は、防衛装備府の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料するときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛大臣は、あらかじめ、防衛装備府長官に対し、報告しなければならない。

(防衛装備府長官による懲戒処分)

第十六条 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、当該調査を行うよう命じなければならぬ。

ると思料して当該行為に関する調査を行おうとするときは、防衛大臣にその旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、防衛装備府長官に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛装備府長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、防衛大臣に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛装備府長官に対する調査の要求等)

第十五条 防衛大臣は、防衛装備府の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備府長官に対し、当該行為に関する調査を行おうよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

(共同調査)

第十六条 防衛大臣は、第十四条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備府長官に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べることができる。

(防衛装備府長官による調査)

第十九条 防衛大臣は、第十三条の規定による報告又はその他の方法により防衛装備府の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料する場合は、防衛大臣は、防衛装備府長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査を行おう場合には、当該調査を行おうよう命じなければならない。

(防衛装備府長官による懲戒処分)

3 防衛装備府長官は、前項の調査に係る措置について、防衛大臣に対し、報告しなければならない。

(防衛装備府の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒処分)

第二十一条 防衛大臣は、第十九条の調査について、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となつて、自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができ

基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

2 防衛大臣は、前項の承認を行うに当たっては、審査会の意見を聴かなければならない。

(防衛装備府長官による懲戒処分の概要の公表)

第十八条 防衛装備府長官は、防衛装備府の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行つた場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

2 防衛大臣は、防衛装備府長官が前項の懲戒処分を行つた場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備府長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

(懲戒処分の勧告等)

第二十条 防衛大臣は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴いて、防衛装備府長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 防衛大臣は、前条の調査の結果、防衛装備府長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備府長官に対し、懲戒処分を行なうべき旨の勧告をすることができる。

3 防衛装備府長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛装備府長官に対し、報告しなければならない。

(防衛装備府の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒処分)

第二十二条 防衛大臣は、第十九条の調査について、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となつて、自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができ

3 防衛大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、防衛装備府長官にその旨を通知しなければならない。

4 防衛装備府長官は、前項の規定による通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

5 防衛装備府長官は、第三項の規定による通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつている自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。ただし、次条第二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたときは又は第二十二条の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

4 防衛装備府長官は、前項の規定による通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

5 防衛装備府長官は、第三項の規定による通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつている自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

## (調査終了及び懲戒処分の通知)

第二十二条 防衛大臣は、第十九条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を防衛装備府長官に通知するものとする。

## (防衛大臣による懲戒処分の概要の公表)

第二十三条 防衛大臣は、第二十一条の規定により懲戒処分を行つた場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要があると認めるときは、審査会の意見を聽いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から

防衛省
防衛装備庁

施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条

中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正

規定は、平成二十八年三月三十日までの間に

おいて政令で定める日から施行する。

## (国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「第三十九条」を「第四十一条」に改める。

第六十一条の九第二項第一号中「第三十一条

第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

## (国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「防衛省の項」を次のように改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律の一部改正)

第六条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のたゞし書を加える。

ただし、防衛装備庁に所属する職員(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十条の二第一項第八号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く)の派遣は、防衛装備庁長官が行う。

第二条第三項及び第四条第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第十一条中「昭和二十九年法律第百六十五号」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第七条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項第二号中「第三十七条」を「第三十九条」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条第十一項第二号中「第三十七条」を「第三十九条」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「防衛審議官」の下に「防衛装備長官」を加える。

第十八条の二第二項中「第四十九条」を「第四十八条の二」に改める。

三十一条の二」に改める。

附則第八条第二項中「第十七条の規定による改正後の自衛隊法(次項において「新自衛隊法」という。)第三十一条第三項及び第四項」を「自衛隊法第三十一条第四項及び第五項」に改め、同

条第三項中「新自衛隊法第五章第五節」を「自衛隊法第五章第五節」に、「新自衛隊法第六十五条の四第二項」を「同法第六十五条の四第二項」に改める。

第八条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「新自衛隊法第三十一条から」を「自衛隊法第三十一条から」に、「新自衛隊法第三十一条第二項」を「同法第三十一条第三項」に、「新自衛隊法第三十一条の二」を「同法第三

1 防衛省の所掌事務に、所掌事務に係る国際協力に関する事を追加すること。

2 自衛官の定数を二十四万七千五百四十四人に改めること。

3 内部部局の所掌事務に、防衛省の所掌事務にに関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関することを追加すること。

4 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官による防衛大臣補佐が幕僚長による防衛大臣補佐と相まって行われるよう両者の関係に関する規定を改めること。

5 総合幕僚監部の所掌事務に、所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関する事を追加すること。

6 技術研究本部及び装備施設本部を廃止し、防衛省の外局として防衛装備庁を新設すること。また、防衛装備庁の長官、任務、所掌事務及び職員について定める等所要の規定の整備を行うこと。

7 航空自衛隊の航空総隊南西航空混成団に第九航空団を新編することに伴い、航空混成団の編成等に関し所要の規定の整備を行うほか、第九航空団司令部の名称及び所在地を規定すること。

8 即応予備自衛官の員数を八千七十五人に改めること。

9 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの

提案に係る修正案が提出されたが、否決されれた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年五月十四日

安全保障委員長 北村 誠吾  
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

防衛省設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 防衛装備庁においては、装備品等の調達に際して、より適正かつ効率的に遂行していかれるよう、入札を含め契約の公正性・透明性の一層の確保及びコスト管理の徹底を図るとともに、職員に対する教育の充実等にも取り組んでいくこと。

二 防衛省の統合運用機能が強化されることを受けて、統合幕僚監部と内部部局との連携が確保されるよう、自衛官と自衛官以外の職員のそれぞれの能力が相互の連携の下で十分に發揮されるような適切な配置その他職員が一体的に所掌事務を遂行するための体制の整備に取り組むとともに、内部部局と統合幕僚監部との連携の在り方について不斷の見直しを行うこと。

三 国民の自衛隊に対するこれまで以上の信頼を得るため、終戦までの経緯を深く反省し、また、これまでの国会における文民統制に関する政府答弁を十分に踏まえ、国会、内閣、防衛省における厳格な文民統制が、本法の施行後も引き続き維持される旨を、防衛大臣を始め、政府

から明確に絶えず国民に向け発信すること。  
四 防衛省内の総合調整を行うに当たり、内部部局、防衛装備庁、統合幕僚監部その他各機関が所掌事務に關し統一的な役割分担及び協力を、業務の遂行に際して行うよう努めること。

五 航空自衛隊第九航空団の新編に伴い増大することが予想される那覇空港周辺の騒音等に係る地元負担を軽減するため、防衛省は各種施策を用いるよう努めるとともに、那覇空港の管理者である国土交通省と緊密に協議を行い、民生安定施設の助成の充実強化を図ること。

六 右決議する。

五 第十九条を削り、第二十条を第十九条とする。  
六 第二十一条第一項第一号中「第十号まで」の下に「第十一号(輸出に係るものに限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

五 第二十二条を削る。

四 第二十三条を第二十一条とする。  
五 第二十四条第一節中第二十三条を第二十二条とする。

四 第二十二条を削る。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の所掌事務をより効果的かつ

効率的に遂行し得る体制を整備するための措置

として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

(処分、照会等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してもした照会その他の行為(以下「照会等」という。)は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に對してした照会等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(農産物検査法の一部改正)

第五条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を削る。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第六条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項を削る。

## 理 由

農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務等を地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務のより機動的な執行を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、農林水産省の地方組織である地方農政局及び北海道農政事務所の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に、次に掲げる事務の規定を追加すること。

## 2 地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに關する規定を削除すること。

## 3 この法律は、平成二十七年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

(一) 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務

(二) 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務

農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第六条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

## 付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十七年度一般会計予算(農林水産省所管)における地方農政局及び北海道農政事務所の移転費、情報処理業務費及び土地建物借料の合計約二十一億円の中に計上されている。

平成二十七年五月十四日  
右報告する。

## 体との緊密な連携の下、輸出促進が真に農林水産業・農山漁村の発展に資するよう、強力に推進すること。

また、原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き要請すること。

三 東日本大震災の被災地における農林水産業の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、担当地方参事官の相談業務等を通じて現地の意向の的確な把握を行い、関係府省が連携した実効ある施策展開につなげること。また、被災地等特別のニーズを有する地域における組織については、特段の配慮をすること。

四 統計調査・食品表示監視等の個別執行業務の外部化・合理化に当たっては、そのレベルの維持向上を旨として実施するとともに、特に、統計調査については政策構築の基礎データの提供という役割的重要性に鑑み、精度の低下を招くことのないよう、専門性の継続に十分留意すること。

記

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
(別紙)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議

農林水産業・農山漁村の現場が抱える課題が多様化する中、これに迅速かつ的確に対処するためには、現場に即した農林水産行政を推進する体制の整備が喫緊の課題である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

## 記

一 地域における農林水産業の育成はもとより、農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、農林水産省本省及び地方農政局等において必要な定員を確保し、中長期的視点に立った採用・研修を通じて人材育成を行い、現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置を行うとともに、専門性を要する職務に従事する職員の待遇改善及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。また、都道府県及び市町村との連携を一層強化して、農林水産行政の推進に当たること。

二 農林水産物等の輸出に関する事務についての措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三日  
郵便物認可日

平成二十七年五月十五日  
衆議院会議録第二十四号

発行所	〒105-0005 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体) 一一八円 (手配) 一〇円